

会 議 録 目 次

令和3年第7回海田町議会定例会（第1日目）

令和3年12月1日（水）午前9時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸般の報告	
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	7
日程第4	一般質問	
	○佐中十九昭議員……………	10
	○多田雄一議員……………	24
	○石橋京子議員……………	30
	○兼山益大議員……………	36
	○下岡憲国議員……………	46
	○大高下光信議員……………	67
	○小田久美子議員……………	69
	○久留島元生議員……………	74
	○西田誠一議員……………	79
	（延 会）……………	81

令和3年第7回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和3年12月1日(水)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 12月1日(水)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	今岡寛之
教育	長	佐々木智彦
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	森川雅枝
建設部	長	久保田誠司
教育次	長	森山真文
下水道担当	参事	龍岩広幸
建設部次	長	門前誠司
企画課	長	藤原靖
魅力づくり推進	課長	脇本健二郎
財政課	長	吉本真人
総務課	長	中村修介
防災課	長	宮垣将司
デジタル推進	課長	下野武士
町民生活課	長	水川綾子
社会福祉課	長	杉本幸穂
こども課	長	新藤正敏
長寿保険課	長	岩本宏美
保健センター	所長	森原知美
学校教育課	教育指導監	松本孝司
ひまわりプラザ	館長	下田由香里
建設課	主幹	矢熊健治

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 倉 本 勇 登
主 査 水 野 啓 太
主 任 辻 千 奈 美

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- ①議会報告
- ②行政報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 第46号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第47号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第48号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第49号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第50号議案 海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第51号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 第52号議案 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 第53号議案 令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 第54号議案 令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 発議第8号 豪雨災害復旧・復興の早期実現を求める要望決議案
- 日程第15 発議第9号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める意見書案
- 日程第16 発議第10号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める決議案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和3年第7回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。さて、新型コロナウイルス感染症の第5波も日常の落ち着きを取り戻しつつありますが、諸外国においては大幅な規制緩和に伴い、リバウムの発生やより感染力の強い新たな変異ウイルスが拡大するなど、日本でも、今後、年末に向けて社会経済活動の活発化により感染が一気に広がる可能性も否定できない状況にあります。国においては、3回目のワクチン接種に向けた取組を進める一方で、新たな経済対策に取り組んでおります。私たちは、現在、感染状況が改善している状況を維持するように、一人ひとりがマスクの正しい着用、手指の消毒、密を避け、換気を心がけていただき、そして感染しない、させないという行動に努めていただきたいと思います。執行部の皆様及び議員の皆様におかれましては、どのような状況であっても行政施策を推進するという重責を担っておられます。議会におきましては、引き続き、基本的な感染防止対策を講じ、慎重かつ迅速に審議を行ってまいります。執行部におかれましては、コロナ対策のみならず、多種多様な行政課題に的確に対応し、滞りのない行政運営を進めていただきたいと思います。この際、町長からの発言の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田） 皆様、改めましておはようございます。本日、令和3年第7回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、条例改正5件、補正予算4件を提出しております。議員の皆様におかれましては十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上、本定例会の招集に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（桑原） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、9番、下岡議員、10番、宗像議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月7日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月7日までの7日間と決めます。

この際、議長よりお願いを申し上げます。議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますよう、重ねてお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております9月定例会以降の主なものについて報告をさせていただきます。

まず、10月28日に、広島県市町総合事務組合定例会が開催されましたので、組合議員である私から議会の概略について報告をいたします。

それでは、令和3年10月28日に開催されました令和3年第2回広島県市町総合事務組合議会定例会についてを御報告いたします。今定例会におきましては、条例改正1件、決算認定1件、人事案件1件が提出されました。まず、条例改正ですが、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例が提出され、全会一致で可決されました。次に、決算認定ですが、令和2年度広島県市町総合事務組合一般会計歳入歳出の決算について、歳入総額46億7,291万1,574円、歳出総額45億2,605万4,100円、差引総額1億4,685万7,474円の決算が全会一致で認定されました。続いて、人事案件ですが、監査委員の選任の同意として、議会議員のうち選任する監査委員に、庄原市議会の議長の近藤久子様を選任されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、

御覧いただきたいと思ひます。以上で、令和3年第2回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、11月5日に広島県後期高齢者広域連合議会定例会が開催され、本議会選出の議員でございます下岡議員から議会の概略について報告を求めることにしたいと思ひます。下岡議員。

○9番（下岡）広島県後期高齢者医療広域連合議会報告。令和3年11月5日に、令和3年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。

後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、まず、議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長に広島市議会議員の八條範彦氏が当選されました。定例会においては、人事案件2件、承認案件1件、決算案件1件、条例案件2件、予算案件2件、規則案件1件が提案されました。まず、人事案件として、議案第8号、監査委員の選任につきましては呉市議会議員の林田浩秋氏が、議案第9号、副広域連合長の選任につきましては北広島町長の箕野博司氏が全会一致で選任されました。次に、専決処分の承認案件として、新型インフルエンザ等対策特別措置法における新型コロナウイルス感染症に関する規定が整備されたことに伴い、所要の規定を整備する議案第10号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてが全会一致で承認されました。次に、決算案件として、議案第11号、令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定につきましては、一般会計歳入総額13億9,327万2,813円、歳出総額12億3,481万6,447円、歳入歳出差引総額1億5,845万6,366円とし、また、特別会計歳入総額4,219億5,821万9,827円、歳出総額4,057億2,163万3,858円、歳入歳出差引総額162億3,658万5,969円とし、それぞれ賛成多数で認定されました。次に、条例案件として、職員の任用手続におけるサービスの宣誓の際の押印について見直す、議案第12号、広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、また、単年度に多額の支出を伴う事態に備え、構成市町の費用負担の平準化を図るため、予算で定める額を積み立てることができるよう、議案第13号、広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてが賛成多数で可決されました。続いて、予算案件として、令和2年度の決算剰余金を繰越金として歳入予算に計上するとともに、歳出で財政調整基金積立金を計上することに伴う、議案第14号、令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号、令和2年度市町負担

金国庫負担金等の精算に伴う追加納付額、又は返還金等をそれぞれ歳入歳出予算に計上すること等に伴う、議案第15号、令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号が賛成多数で可決されました。最後に、規則案件として、標準市議会会議規則の改定に伴い、欠席事由及び請願書への押印に関する規定の改正を行う会議案第1号、広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてが、西田浩議員ほか2名から提案され、賛成多数で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思っております。以上で、令和3年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）次に、11月26日に第65回町村議会議長全国大会が開催され、私が出席をいたしました。また、9月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございますので、これを許します。

町長。

○町長（西田）それでは、9月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、県と連携して情報収集を行い、住民に対して広報かいた、ホームページ、ラインや町内放送等で情報提供や注意喚起を行いました。また、海田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町の対応方針などについて協議しました。ワクチン接種につきましては、11月26日時点で2回目の接種を終えた65歳以上の高齢者は6,757人、接種率は93.6パーセント、12歳以上の対象者全体では2万2,479人、接種率が83.8パーセントとなりました。また、11月24日に医療従事者への追加接種の接種券を送付しました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援についてでございますが、中小企業者等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、11月30日現在、延べ461件となっております。

次に、海田町事業継続応援金第2弾給付事業でございますが、11月30日までの処理分で288件となっております。

次に、海田町感染拡大防止・地域経済応援クーポン第3弾でございますが、11月1日から取扱い店の登録を開始しており、11月30日現在で95件の登録をいただいております。今後は来年1月5日からの使用開始に向け、クーポン券の発送等準備を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金の貸付等を利用してみなお生活に困窮する世帯の自立を支援するための、生活困窮者自立支援金につきましては、11月30日現在8世帯に支給しました。

次に、緊急事態宣言等の発出により、開催を延期していた全4講予定の上田宗箇流茶道教室を開始いたしました。第1講は旧千葉家住宅神保の間を、第2講は織田幹雄スクエアの和室を使用し、上田宗箇流の茶道を体験することができました。引き続き、感染防止対策を行いながら、第3講、第4講を行ってまいります。

次に、新庁舎整備についてでございますが、11月末には土壌汚染対策工事をおおむね完了し、区域指定の解除に向け、手続を進めています。年始からは建築本体の工事着手を予定しております。なお、本定例会には新庁舎の電気機械設備工事の発注のための補正予算を御提案しております。

次に、災害支援協定の締結についてでございますが、10月4日に株式会社テレビ新広島と災害に係る情報発信等に関する協定を、10月28日に株式会社ナフコと災害時における物資供給に関する協定を、11月19日に株式会社東洋シートと緊急避難場所等としての使用に関する協定を締結いたしました。

次に、防災教育についてでございますが、10月1日及び19日に海田東小学校において5年生を対象に、10月15日、25日及び11月24日に海田小学校において4年生を対象に防災教育を実施いたしました。また、10月27日に海田南小学校において5年生を対象に人型ロボットのペッパー君を活用した防災教育を実施いたしました。また、10月23日に幸町自治会の皆様を対象に、10月24日に稲葉自治会の皆様を対象に、11月7日にあさひ自治会の皆様を対象に実施した防災教育に、講師として町職員を派遣し、マイ・タイムラインの作成方法のほか、地域の危険箇所の把握、避難・地震対応など、防災知識・技術の普及啓発に努めました。また、11月19日に海田中学校において、自衛隊の方を招へいし、地震を想定した避難訓練等を実施いたしました。

次に、敬老の日のお祝いについてでございますが、9月20日の敬老の日に合わせ、長寿を祝福し敬老の意を表するため、77歳、88歳及び100歳以上の453名の方に対して、敬老祝金を、75歳から95歳のうち870名の方に対しては敬老祝品をお贈りさせていただきました。なお、令和3年度に100歳を迎える8名の方には、内閣総理大臣から祝状及び銀杯が贈られました。

次に、西浜保育所跡地を活用した民間認定こども園及び児童クラブの整備についてで

ございますが、整備用地について9月29日に学校法人幸和学園と賃貸借契約を締結しました。

次に、要望活動についてでございますが、10月26日に国土交通省中国地方整備局及び広島国道事務所長を、10月27日には広島県知事を訪ね、瀬野川高潮対策事業や尾崎川排水機の整備、広島南道路及び東広島バイパスの建設、広島市東部地区連続立体交差事業、砂防えん堤の整備等、町における主要建設事業の推進・促進について直接要望をいたしました。また、11月11日から12日にかけて治水事業・災害復旧促進全国大会に、11月18日には全国治水砂防促進大会に参加し、国土交通省水管理・国土保全局長や県選出をはじめとした国会議員を訪ね、主要建設事業の推進・促進について強く要望いたしました。また、国道2号東広島・安芸バイパス建設促進期成同盟会及び広島南道路建設促進期成同盟会の活動として、11月18日に国土交通大臣及び財務省において要望活動を行いました。

次に、水道料金の債権放棄についてでございますが、水道事業会計において、平成16年度から令和2年度までに不納欠損処理を行った17年間分の水道料金債権1,419万2,687円につきまして、令和3年4月1日施行の海田町私債権管理条例に基づき、11月19日に債権放棄を行いました。令和3年度以降に発生する徴収不能債権の放棄につきましては、決算時に行った上で不納欠損処理し、監査委員による決算審査を経て、9月定例会での決算認定をお願いしてまいります。

次に、学校教育についてでございますが、教育行政や教育活動に功績があった者として、次の2名の方が文部科学大臣表彰を受賞されました。まず、教育委員で教育長職務代理者の林孝氏でございますが、卓越した識見と指導力により、教育行政の円滑な推進とその充実に努めた功績が顕著であることから、令和3年度地方教育行政功労者表彰を受賞されました。また、海田中学校の養護教諭が多くの児童生徒の健康の保持増進に精力的に努め、その成長に寄与するとともに、学校保健の推進に大きく貢献した功績が認められたことから、養護教諭制度80周年記念学校保健功労者表彰を受賞されました。次に、各種コンクール等におきまして、児童生徒が賞を受賞しております。まず、読売新聞社主催第71回全国小中学校作文コンクールの広島県審査において、海田中学校の2年生の生徒が優秀賞を受賞いたしました。次に、海田西小学校が第70回読売教育賞N I E部門におきまして、新聞を活用した教育活動が評価され、全国からの応募の中、優秀賞を受賞いたしました。

次に、生涯学習についてでございますが、7月3日から9月26日までの期間を延長し

て、10月17日まで織田幹雄記念館において企画展、東京オリンピック1964展を開催し、1,661名の来館がありました。

次に、11月11日に32回目となるクラシックコンサートインカイタを織田幹雄スクエアホールで開催し、例年どおりの約130名の御来場をいただきました。フロアに舞台を設置し、間近で一流の音楽を楽しんでいただくことができました。

次に、11月12日から11月15日までと11月26日から12月7日まで、紅葉が見頃の旧千葉家住宅において、秋の特別展示として座敷棟で襖絵や生け花の展示、主屋で千葉家旧蔵資料の展示のほか、旧千葉家住宅と三宅家のミニガイドなどのイベントを行い、多くの方々に御来場いただきました。

次に、11月20日及び21日に一般社団法人海田町文化スポーツ協会との共催で、海田町文化祭兼海田公民館まつりを織田幹雄スクエアにおいて開催しました。舞台発表や作品展示には、海田東公民館で活動する講座生も参加し、両公民館の交流の場となりました。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたします。

失礼いたしました。おわびと訂正させていただきます。海田小学校においての4年生を対象に防災教育と言いましたが、防災教室を実施いたしましたに訂正させていただきます。それから、ペッパー君においての防災教室を実施いたしましたに訂正させていただきます。また、11月7日の分の防災教育と言いましたが、防災教室に訂正させていただきます。更に、12月の秋の特別公開が正しく、特別展示と申し上げましたが、特別公開に訂正をさせていただきます。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。これにて、諸般の報告の全てを終了いたします。

一般質問準備のため暫時休憩します。再開は9時50分。

~~~~~○~~~~~

午前9時32分 休憩

午前9時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。大きく分けて3点お尋ねをいたしますし、提案もいた

しますので、よろしく願いをいたします。

最初に、黒い雨被害者の早期救済についてお尋ねをいたします。黒い雨訴訟に関し、2021年7月26日、菅総理は午後5時過ぎ上告断念表明を行ったことを受けて、政府は黒い雨被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関して、内閣総理大臣談話を閣議決定いたしました。判決は、大雨地域・小雨地域の線引きや、国が定めるがんや白内障など11種の疾病の必要条件も、実際の黒い雨降雨地域が宇田雨域よりも広範囲であったと推認されたこと、黒い雨を直接に浴びた人はもちろんのこと、黒い雨を浴びていなくても放射性微粒子を含む水を飲み、野菜を摂取することで、内部被ばくによる健康被害者の可能性があると指摘し、原爆の放射能による健康被害が生じることを否定することができない人は全て被爆者と認めるとしております。この判決は、これまで、宇田雨域、大雨地域以外の放射線被ばくはないとしてきた国の被爆援護行政の根本的見直しを迫るものであり、内部被ばくがもたらす危険性を深く認識した判決です。まず、この高裁判決に関する町長の見解、受け止めをお聞きいたします。二つ目に、判決後、300件近い相談が被団協や黒い雨を支援する会に寄せられ、既に県に十数名、市に189名の方が被爆者健康手帳の申請をされております。他の市町でも高齢化する被害者に時間はありません。これは以前出したので、現在は800名近い人が申請をされております。一日も早い救済に審査基準の改定を急ぐべきです。町民に対して、広報を徹底する必要があると考えますが、どのようになっておりますか、お尋ねをいたします。三つ目には、町は審査基準の具体的な改定内容を国・県とどのように調整されているのかお尋ねします。四つ目には、早急に対応しなければ、高齢者なので時間がない、気持ち良く、親切、丁寧にするため、相談窓口を設置する必要がありますが、どのようにされるのかお尋ねをいたします。五つ目には、黒い雨について、9月14日に厚生労働大臣に対し、原告以外の黒い雨体験者の早期救済に関する要請がなされております。広島高裁は内部被ばくというものを重く受け止めた判決を出しました。内部被ばくというのは、しきい値と言いますが、は、ありません。放射線量が一定の数値を超えたかそれ以下かで、被爆者が被ばくしたかを問うものではありません。内部被ばくに、しきい値がないんですから、原告と同じような状況にある。すなわち、同じ地域に住んでいたことが証明されればいいという判決が出ております。所見をお伺いいたします。六つ目に、また、総理談話にいう、一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば一定の合理的根拠に基づいて被爆者と認定することは可能である、とは、黒い雨による被ばく類型に関し、優に広島原爆の投下後の

黒い雨に遭ったというばく露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、原爆の放射能により健康被害が生じることを否定することができないものであったこと、が認められるというべきであるという広島高裁判決の判示を認めたことを意味するものであり、この点においても全く異論はありません。原告ら以外の黒い雨被爆者の救済については、総理談話は、84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については訴訟への参加・不参加にかかわらず認定をして救済できるよう早急に対応を検討します、として、加えて原子爆弾の投下から76年が経過しようとする今でも多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状に思いを致しながら被爆者の皆様に寄り添った支援を行ってまいります、としております。町ではどのような取組と対応をされているのか、どうするのかお尋ねをいたします。七つ目に、総理談話のこの部分は、原告ら黒い雨被害者を被爆者として認定したのと同様の方法で、原告以外の被害者についても被爆者として認定し救済する、という方向性を示すものであり、これは黒い雨降雨域のうち、いわゆる大雨地域のみを第一種健康診断特例区域に指定してきたこれまでの被爆者援護行政の在り方を根本的に見直すものであり、この点について広く該当する方がいらっしゃるものと予想されます。黒い雨の大雨、小雨、茶色い雨と、海田町の大部分がその地域にある。たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで内部被ばくによる健康被害を受ける可能性があるものであったと判示しているとおります。雨に打たれたか否かに関わりなく、内部被ばくによる健康被害を受ける可能性があったのであるから、黒い雨降雨域に所在していた対象者として救済されるべきであることは明らかであります、どのような見解なのか、お尋ねします。八つ目に、総理談話の言葉のとおり、多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状に思いを致しながら被爆者の皆様に寄り添った支援を行う責任を果たすべきであると発言をしております。海田町でもその立場に立ち、親切丁寧に行政が被爆者健康手帳の交付申請等の案内や相談を行うよう、特別窓口を設置する必要があると思いますが、どのように対応されておるのか、お尋ねをいたします。次のページは、地図を載せております。これは海田町ではキャンプ場付近ですけれども、これは何と読むか、地域的にはよく分かりませんが、キリアケを除くといえ、キャンプ場を除いた地域は、全て海田町はキャンプ場付近ですね、該当するというように判断ができます。どのようにされ

るのかお尋ねをいたします。

大きく二つ目には、自治体デジタル化についてお尋ねいたします。6月議会でも質問いたしましたが、先の通常国会で成立したデジタル関連法が9月1日に施行され、強力な権限を持つデジタル庁が発足しました。海田町も4月1日から、デジタル推進課が設置されました。同法が目指すのは、行政機関などが保有する個人情報をもうけのために利活用する仕組みづくりにほかなりませんし、個人情報保護をないがしろにすることも許されません。6月議会の答弁では、本町におきましては、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、DXとありますが、で示されていますように、デジタル技術やデータ、AIなどを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくために活用していきたいと考えております。2点目については、手続全てを電子機器のみで行うのではなく、手続の時間短縮などを望まれる方については、デジタル技術を活用していただき、人の対応を望まれる方については、従来どおり職員が対応してまいりたいと考えております。3点目については、まず、メリットとしてはオンライン上で手続を行うことにより、手続のために来庁する必要がなくなることが挙げられます。デメリットとしては、オンライン申請を行うために、パソコンやスマートフォンを準備するなど、申請環境の準備が必要となることが挙げられます。と、町長は答弁をされました。海田町でデジタル庁とデジタル推進課との関連とこれから国・県・民間との関係が発生しますが、将来に向けてどのような計画をし、その施策をされるのか、お尋ねをいたします。

最後に、コロナ禍と持続可能な循環型経済と地域づくりについてお尋ねをいたします。長期化するコロナ禍で、献身的に努力をされ、対応されていることに町民を代表して感謝を申し上げます。しかし、今後、どうしても疲弊している今の地域経済を考えなければなりません。その課題は、今までとは違って、地域内で仕事とお金が循環する仕組みづくりを再検討しなければなりません。特に、海田町は中小企業が多くあり、また中小企業は日本経済の根幹であり、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献する存在です。全国的には企業の99.7パーセントを占め、働く人の3分の2の人が雇用の担い手でもあります。地域の持続的発展が大きな課題となっている中で、地域に根を下ろし、ものづくりやサービスでの需要に応え、雇用を生み出している中小企業の役割はますます大きくなっております。この中小企業が元気になってこそ、全国津々浦々の地域が元気になり、日本経済の未来にも道が開けます。大企業が良くなれば地域経済、中小企業も

良くなるという、大企業中心の経済政策を根本的に改め、中小企業を経済の主役、日本経済の根幹に位置付け、それにふさわしい支援策を抜本的に強めるときです。長期化するコロナ禍で、労働者の賃金の低下やパートタイム労働、非正規社員、派遣社員は想像以上に打撃を受けております。ある程度、中小企業支援をされておりますが、海田町では令和2年度の決算では第1次産業0.6パーセント、第2次産業は28.9パーセント、第3次産業が70.5パーセントありました。その支援をしなければ、活力あるまちづくり、町民の暮らしや事業の経営ができないと思いますが、どのようにお考えで、どのような対応をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。黒い雨被害者の早期救済についての質問でございますが、1点目については、この度の黒い雨訴訟の判決は長年にわたって苦しんでこられた黒い雨体験者の方々の切実な思いが司法に届いたものと受け止めております。2点目については、今後、審査基準等制度改正について具体的な内容が示され次第、町広報やホームページ等により町民の皆様に周知を図ってまいります。3点目については、現在、国・県・広島市において審査基準等制度改正について協議が行われております。具体的な内容が示され次第、これに基づいて対応してまいります。4点目については、本町においては社会福祉課を窓口として、親切丁寧な対応を心がけてまいります。5点目については、広島県知事、広島市長の連名により早期救済の要請がなされ、国においてこの度の判決を踏まえた制度改定がなされるものと考えております。その内容に基づいて対応をしてまいります。6点目については、原告以外の黒い雨被爆者の救済について、今のところ、具体的な内容は示されておりませんが、いずれにしてもこれまで健康被害に苦しんでこられたという状況を踏まえ、丁寧な対応を心がけていきたいと考えております。7点目については、現段階において、国から制度改正の具体的な内容が示されておりませんので、示され次第、これに基づいて対応をしてまいります。8点目については、本町においては社会福祉課を窓口として、親切丁寧な対応を心がけてまいります。

続きまして、自治体のデジタル化についての質問でございますが、本町のデジタル化については、将来に向けて個人情報保護に十分留意しながら、住民の利便性の向上や業務効率化による行政サービスの更なる向上につながるよう実施してまいります。デジタル化に当たっては、国や県の動向を注視しながら進めるとともに、デジタル技術を活用

し、来庁者へのサービス向上や電子申請などを活用し、来庁しなくても手続できるメニューの拡充などを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、コロナ禍と持続可能な循環型経済と地域づくりについての質問でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者支援策として、これまでも売上げが減少した事業者への応援金の給付事業、地域経済の活性化や住民支援を目的とし、感染防止対策を促し、安心して買物ができ、地域内で経済が循環するよう制度設計したクーポン事業の実施のほか、国・県の制度と併せ、連携した支援事業を行ってきたところでございます。引き続き、中小企業や小規模企業が社会の主役として、地域社会と住民生活に貢献し、地域社会の安定をもたらすために必要な事業を行ってまいります。

被爆者のところは被爆者という形で訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まず最初に、平成22年度に原子爆弾地域の拡大に関する要望書を広島県知事をはじめ、広島市、廿日市、安芸高田、府中、海田、坂町、安芸太田町、北広島町、当時の町長の山岡寛次として要望書を国に出しておられますが、町長、それを知っての発言ですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）承知しております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、次に、そういう要望書を6年間にわたって闘いを始めました。もともと40年前からこの問題があって、訴訟が6年間続いたわけで、私も支援のほうの1人として84名が原告でやったわけですがけれども、その中でとても無理かなと感じながらも、市民の皆さんや町民の皆さんと活動しながら闘い続けてきたのが、今日、途中、知事も市長もそっぽを向いたこともありましたが、私が調べた中では、平成27年に市を相手取り、あるいは県を相手取り、国を相手取り、訴訟を起こしたわけですね。そして、その結果が今年の7月、広島高裁が控訴を棄却して、そして、住民の全面勝利というか、そういう結果になったわけですが、町長、その判決の要旨、これは御存じですか。もともとが分からなかったら答弁されても、ふらつきがあるとか柱がないから、住民に対する対応が不十分だと思うんですが、その判決要旨を御存じかどうか、あるいは判決結果を知っておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）長年の経緯は一応中身を読ませていただいております。その内容を踏まえて、今回の答弁とさせていただきますところがございます。特にこれに関しては、国の、要するに受入れをどのように進めていくかという、そういったところが大きな争点になっておりますので、そこを踏まえて、我々はその命を受けて執行するという考えの下で答弁を組み立てております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）行政は法や条例に基づいて仕事をしておるわけですが、しかし、最高の責任者である町長、町長はやっぱりこの判決の内容、あるいはそれを十分熟知して、やっぱり指示すべきだと思ふんですね。判決の要旨の、大体大きく分けて4点あるんですが、全部言うとも時間がなくなりますので、最後のまとめだけ、ちょっと私、言いますけれども、最後はこのまとめが非常に住民の立場に立った判決だったんですね。いろいろ理由があるけども、本件申請者らは被爆者援護法第1条第3号の原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者に該当するとの判決を根拠として、402号を通達したところだということに結論で正当化しておるわけですね。非常に大きな成果というんか、住民の立場に立った結果なんですね。海田町、私、当時は余り入らんのかなと思ったけども、地図に付けとるように、黒い雨のところは小さいところで、その次の卵型は小さい雨ですね、それで、実線で大きくしたのが黒い雨というか、茶色い雨、その中で微粒子が漂ったり、あるいは影響を受けて、それを井戸水であるとか野菜であるとか、それ食べたところまで範囲に入っとる。これは決めたのが宇田という博士と気象庁が決めた内容なんですね。これを総理大臣がその区域で、今までの被ばくと同じように扱うということで、しかし、その手続が、ここ1週間いろいろ情報を探るのに、まだ国が方針を決めていないというところが、なかなか進んでいない現状なんですね。町長自身が、この問題については早くしてあげなければ、いろんな病気を持ったり、あるいは訴追というんか、遡って、それが該当するかどうか、ちょっと私も分かりませんが、その辺はどのように感じておられるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどの答弁の中に説明をさせていただきますが、広島県知事、また広島市長ですね、国への訴訟の取下げをしていただくようにというところで活動され

ております。そういった意をくんで、我々もそういった流れをくみながら、行動すべきと考えておりますし、それは最終的には、やはり国がきちんと決めた条項によって、我々も進めていく話でございますので、その点はしっかり御理解していただいて、中のいろんな意味の勉強においてはやっぱり平和においてしっかり勉強していかないといけないという考え方は、私自身も思っておりますので、それを踏まえながら我々行政は、基本的には国の命の下に実施計画を進めていく又は住民さんとの対応を進めていくというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）判決の結果ですけれども、これもまた大きく分けて三つあります。簡単に言いますと、一つは、健康被害が生ずることを否定できないものであればよいということとして、今まで11の指定があったんですね、疾病が。けども、それが取り払われたと。もちろん、1号、2号、3号の中に入っておりますが、今回の判決で、その区域の中にそれが該当することになっておるのが一つ。二つ目、二つ目がそうですね。一つ目は内部被ばくの問題。内部被ばくは受けとると。空気とか微粒子とかいう。二つ目が、今のいう、11種類の病名、これが該当するのがある。三つ目は、原子爆弾の対象者基本問題の援護法、これ、参考にすべきでない。全ての人が申請したら、これが該当するという判決なんですね。この三つが大きく変わった点なので、私はそれに基づいて町民にそのことを知らせることがまず第一だと思うんですよ。先ほどあったけども、国や県のそういう指示のもとで、あるいは協議をしながら進めていくというのがありましたけれども、町が窓口をちゃんと行きやすいように、特に76歳以上になりますけれども、やっぱり親切丁寧に、そういう窓口、あるいは看板を立てて、ここに相談に乗りますというような方向を私は要求をするんですけれども、その辺はどうかお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）黒い雨の被害に遭われた方々に対して、どのように周知していき、そして窓口に来ていただくかにつきましては、福祉保健部の社会福祉課のほうで親切丁寧に対応していきたいと思っております。ただ、高齢の方、それから高齢の御家族の方が来られるということも踏まえまして、分かりやすい窓口になるようにしっかりと庁舎の入り口であるとか、庁舎内で来られた方にきちんと社会福祉課のほうに御案内できるような体制を1階窓口で対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番(佐中) おっしゃることは分かります。でも、住民はほとんど知らんと思います。私、関わっているから分かっただけで。海田町がそれに該当がしとるんかどうか、ほとんどの方が知ってないと思うんですね。あの判決で命じられたのは、坂町の区域まで、水尻から向こうの小屋浦までは除いて全部該当しておるんですね。そういうところまで範囲が広がっているのに、海田町は町民に何も知らせていない。私、12月の広報なんかを、今までどういうふうに出すのかなと思って、気を付けて見たけども何もない。町民に知らせるのに国の方向を待つよりも、途中でもいいから、海田町該当しますよといううな、そういう広報はできないもんか、お尋ねします。

○議長(桑原) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(森川) 国の判断を受けて、現在、広島市、広島県、また、昨日ですけれども、長崎県等も入って厚生労働省との会合も始まったところです。その内容を見ますと、年度内の制度のほうを進めるということで議論も始まったところでございます。本町におきましても、海田町のほとんどの区域が、居住区域が該当するという旨をしっかりと広報等で、議員さん示していただいた地図の活用もさせていただきながら、しっかりとその旨を町民の方に分かりやすく、そして早い段階でできるように検討してまいります。

○議長(桑原) 佐中議員。

○15番(佐中) 是非、町民のその立場に立って行政を進めてほしいというように思います。答弁求めても同じ答弁ですから、次、移ります。

デジタルの問題についてちょっとお尋ねしますが、このデジタル庁がものすごい権限を持って、進めようとしております。町と県と国とのデジタルの関係は、今、どういうふうになっているのか。海田町でデジタル推進課、単独で業務をやっているのか、それとも県と国との関係があって、どういう事業を進めているのかお尋ねします。

○議長(桑原) デジタル推進課長。

○デジタル推進課長(下野) 国や県との関係性につきましては、まず国につきましては、国で、現在、システムの統一標準化やガバメントクラウドを進めていらっしゃいます。その状況などについて情報収集を行うとともに、適切に対応してまいりたいと考えております。また、県につきましては、県と市町共同で行っております広島セキュリティクラウドや電子申請サービスについて、引き続き連携していくとともに、デジタル人材の育成について、県市町共同で研究をしておるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）これはいつまでこのデジタル庁、あるいは推進課で、この事業をどういう方向で進めようとしているのか、それをまずお尋ねします。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）こちら、国が進められておりますシステムの統一や標準化につきましましては、令和7年度末を目標として自治体のシステムの統一標準化を目指しておりますので、そちらに向けて対処しておるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）このデジタル問題については、これの推進本部、国の、竹中前大臣でしたかね、あるいは本部長でデジタル推進の本部長の協議会か何かだったんですね。その中に、湯崎知事が委員として入っとるんですよ。それで、私にしてみたら、もうこのデジタル化、最近のことですから、非常に利便性は高いし、効率化も高いんですが、その狙いは企業のもうけのためにこれを進めていく。これが大きな私は問題になってくると思うんですね。これをやめさせる方向、これがどういうチェックをするのか、非常に疑問に思うし、それから、どう対応してそこのセキュリティというか、これをどうやっていくのか、それをちょっとお尋ねしたいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）個人情報や企業のもうけのためにデジタル技術を活用するのではないかと御質問ですが、まず個人情報の活用につきましましては、デジタル社会形成基本法の基本理念の中で情報の活用等により、個人の権利・利益等が害されないようにしなければならない旨、規定してありますので、個人情報の保護や人権に配慮されるものと承知しております。また、データの活用につきましましては、行政の効率化、高度化を図るとともに、多様な主体との連携により、デジタルビジネスなど新たな価値等が創造されることにより、国の持続的かつ健全な発展につなげていくために活用されるものと承知しております。本町におきましても、個人情報に十分留意し、セキュリティ対策を含め、住民の利便性の向上に資するよう、データの利活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）先ほどから言うように、利便性も高いし、うまいこと使えば効率もいいし、現代的なそういうシステムというか、そういう電子機器なんですけども、これが職

員を減らし、そして、企業とタイアップしながらやっていく。私から見ればもうけのために個人情報も、それからそういう機器も、企業のためのそういうデジタル化が進んでいるような気がするんです。それはマイナンバーカード、これなんかも普及をして、今、全国では四十何パーセントいっていますが、いろんな仕組みでやって、ほぼこれが6割、7割行くと、今度はスマホ。スマホに全部切り替えて、それで現金の支払いであるとか、あるいは今度はポイントの、そういう、いきいきポイントですか、それらをそこに取り込んで、それをやることによって、簡単にいくことになる。問題はそこから先ですね。これが業者に今度は委託をする、こういうことになるんです。デジタル庁も500人おって400人は職員じゃけども、あとの100人は専門的な知識を持った民間が入って、そのこの省庁を維持運営していくというのが今の仕組みなんですね。そうすると、個人情報全部国に見られる、こういう結果になって、それが漏えいしたり、事故があったりする、こういう方向になるんです。先ほどから言うように、スマホで現金も払い、いろんな健康管理もあり、健康保険も何ももう、全てのことが全部そこに集中すると。最後には免許証までそれが入っていくという状況になってくるわけですが、そういうことによって非常にこの怖いというんか、国が全部ここに把握をすることになるんですね。そのことによって、個人一人ひとりを全部、将来は把握をして、誰がどこで何をして、どこの病院へ行ってどういう疾病を持って、やるとかいう、最後にはそこまで行くというように私を感じるんですけども、そういう方向性について町長はどういうお考えをお持ちられるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員の懸念されていること、ごもっともだと考えております。民間が、行政の仕事がある程度民間のほうに委託していろんな事業をするということは、当然に想定されるころだろうと考えております。そういったことに対しましても、やはりしっかりと行政のほうで監視をし、個人情報のほうをしっかりと守っていく。そういった監視機能というのが非常に重要だろうと考えますが、まだデジタル庁のほうでどういった仕組みで進めていくかというもの明確には示されておられませんので、そこら辺は十分にデジタル庁のほうの動きを注視しながら、行政のほうを進めてまいりたいと考えております。また、あくまでも、第一に、住民、国民の利便性が第一というわけではなしに、まず個人情報のほうがあって、その保護ができた上での行政サービス、そういった国民の利便性の向上と、そういうものを目指してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）さっきからいろいろ言っていますけども、今、マイナンバーの一番の柱になっとるのは三つあるんですね。一つは税に関する事、二つ目には社会保障に関する事、三つ目には災害対策に関する事。これにデジタル庁は、住民登録、住民基本台帳や選挙人名簿、あるいは地方税の固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、社会保障は国保、国民年金、障害福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども・子育て支援、これを全部取り込もうとしておるんですが、海田町の実態は今どういうやり方をしておるんですか。今のデジタル推進課、ここを含めて、今の実態はどうなのか、どういう仕事をしとるんか、お尋ねします。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）議員の御指摘につきましては、マイナポータルをいたしました電子申請のことになりますが、こちらにつきましては、先ほどおっしゃられた社会福祉、子ども・子育て関係や介護関係等につきまして、電子申請で手続きできるような形で進めてまいりたいと考えております。そちらにつきましては、先ほど部長のほうからも御説明ありましたとおり、セキュリティ対策等を含めまして情報管理を徹底して行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もう幾ら言っても何か擦れ違が多いような感じがするんですが、要するに、誰が何の目的で、どのようにDX、今のデジタルですね、推進計画を使うのかが大きな問題の分かれ道になってくるわけですが、町民、個人、これがやっぱり主権者でなければいけないと思うんですね。憲法の中にもあるように、主権者が国民の第一なんですね。二つ目には基本的人権、三つ目には平和主義。国民が主権でなければならぬ。デジタルを使って全て国が管理をして、それを企業のもうけのために使おうとする狙いが大いにあるというふうには私は感じるんです。その辺について、私が偏っとるんかどうかわかりませんが、実際、外国の例から見たり、それから、今の狙い、これから見ると、そう思わざるを得ないんですが、町長、どういう考えですか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘のとおり、主体はあくまで住民であり、国民であるところでございます。そういった民間の利益のために、デジタル技術を活用する、そういった

ことでは決してございませんで、あくまでも住民主体、国民主体、そういった観点で情報のセキュリティ保護を最優先に、行政もそこに乗った形で効率化していただろうとは思いますが、まずは個人情報保護を主体にして、民間に委託する場合は民間の監視と、そういったことをしながら、国全体のデジタル化、国民の利便性向上、ひいては住民の皆様の利便性向上、そういったところにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。次、進みますけども、コロナの問題と持続可能な循環経済の地域づくりについてお尋ねしますが、まず、この問題について非常にコロナの影響を受けて、中小零細企業に勤めとる人、いろいろ手当てを打って、国も県も町も努力はされているのは承知しています。しかし、生活に当てはめてみると、非常に苦しい生活の人が、多く町民の中におられます。もともと仕組みを考えると、今まで大企業に対してものすごい優遇をした、そういう結果のツケなんですね。私、海田新聞にも書きましたけども、中小零細企業、資本金の階級別の法人税、一番高いのは21.1パーセント、大企業は10.4パーセントですよ。これは中小企業並みに戻すと、消費税を取ることは要らんですよ。けども、コロナの問題で、これらも赤字になつとるかいうたらそうはない。大企業はもうけるだけもうけて、人を、要らないときは小泉・竹中内閣のときに作った雇用形態、非正規社員であるとか派遣社員を首切って、景気が悪くてももうける仕組みを作ってきたんですね。路頭に迷うのはそれに該当する労働者、国民なんですね。ここを直していかな限りは、解決のしようがないんです。町長はそれに対してどう思われますか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）議員御指摘のように、国の制度で社会保険の制度、多々あります。ただ、それにつきましては、やはり国におきまして、しっかりと検討していただいて制度設計されているものと考えておりますので、引き続き、そういった場で議論していただくことになろうかと思えます。町といたしましては、今回のコロナ禍におきましては、独自施策の仕組みにおきましては、町内での経済循環を高めるためのクーポン券を発行したり、中小事業者に迅速に支援金が渡るような仕組みを行っておりますので、町でできることは引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）町の産業の仕組みを見ると、第1次産業0.6、第2次産業、機械工業等、

これが28.9、第3次産業が70.5、もう非常に、どういうんですか、サービス産業が中心の今のまちですね。第6次産業はあるかどうか分かりませんが、70.5パーセントの産業に勤めとる人がかなりの人が多くて、かなりの被害を受けたり、あるいは生活困難であったりするわけです。その結果、年金が減らされたり、これは国の制度もあるわけですが、医療とかそれもあるわけです。しかし、地方が元気を出さなければ暮らしを守ることができませんし、生活が、まず第一、できないような状況、できても非常に人間らしい生活ができないというような状況なんです。これを改善するような方向、この間、選挙がありましたけども、町長、自民党の議員を推薦したり、司会をしたりされておりますが、こういう町民の立場に立った行政ではなくて、非常に企業優先の町行政、これに町長応援をされておるんですね。このやり方は、私は非常に背信行為じゃというふうに思うんです。うまいことを言うけども、なかなかそれができてない。そこに虹色のSDGsマークを付けておられますが、それに逆行しとるんじゃないですか。一番目は貧困をなくするというのが一番なんです。環境を守る、子どものことを守るとか。これを悪くしているのは今の自民党なんです。町長、そのマーク、格好がいいから付けておられるんかどうかわかりませんが、その問題について、本当にそれを推進しようと思えば、思い切った施策が要ると思うんです。町長、その問題について、そのバッジは別としても、町民の立場で生活苦をなくしていく、特に景気が悪くなる、また今から6波、7波と来るかもわかりませんが、いろんな感染症がですね、この問題について長期化すると非常に町民は苦しい立場に置かれざるを得なくなってくるんです。これをカバーしたり、応援したりするのが町長の役割ですが、それはどのようにするんか、状況に合わせて、ずうっと対応していかん限りは駄目だと思うんです。今のような雇用、法人税、大企業になればなるほど、しかも、コロナ禍で連結納税法人、例えばトヨタで、外国で赤字があったら5.2パーセントしか法人税払わん。片方は中小企業、5億円以上の中小零細企業は21.1パーセント。もう決められとる。こんなやり方の政治をずうっと続けることによって非常に悪化する。デジタル産業の大きな会社であろう、そういう電子機器、非常に今回コロナの問題でもうけておるんですが、それでも法人税を均等割しか払わないようなそういう会社も出てきておる。非常に理不尽であるし、誰かがどっかでそのことを指摘して、問題を解決しなければ、私たちの暮らしは良くならんと思うんです。その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員指摘のとおり、町内には多くの中小事業者の方々や個人事業主の方々がおられます。そういった中小事業の方々意思決定の早さでありますとか行動力といったメリットがある一方で、人的資源でございますとか資金面での関係から、非常に外からの影響が大きく受ける存在というふうに言われております。今回のコロナ禍においてもそういった事業の方々は大変苦勞されているかと思えます。国におきましても、こういった方々の支援のために交付金等の財源を確保していただきまして、地域の実情に合った取組ができるようにしていただいておりますので、状況等を見極めながらいろんな支援のほうを取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）あと1分しかないので終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩します。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は1点質問をいたします。

学校での地震対策でございます。最近、全国で地震が多発しております。南海トラフ地震も近いうちに必ず起こると言われております。子どもたちが在校時に発生した場合の対策、登下校時の場合などを想定して対応を決めて、訓練をしておかなければいざというときの確に動けないと思います。在校時は恐らく避難訓練などをしておられると思いますが、登下校時はしていないと思います。危険箇所から離れるなどは日頃から訓練しないと、いざというときにとっさに動けません。在校時だと、子どもたちへの対応以外に避難して来る地元の人たちへの対応も考えておく必要があります。それに保護者の引取りについてもマニュアルをきちんとしておかないと混乱を来します。下校時だと、実際、家に帰ったかどうかの確認や途中でけがなどをして動けない子どもがいるのかの確認作業も要ります。これも平時に担当や指導系統を決めておく必要があります。学校もコロナ対応やICT教育などで大変多忙だと思いますが、地震は急に起こります。対策は考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 議長（桑原）町長。
- 町長（西田）多田議員の質問については教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。
- 議長（桑原）教育長。
- 教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。学校での地震対策についての質問でございますが、地震発生時の取組といたしまして、計画的な避難訓練、ひろしまマイ・タイムラインの活用や外部講師を招へいしての防災教育、緊急時における保護者への児童の引渡し訓練等を行っております。今後は各校の災害時緊急管理マニュアルの見直しを行うとともに、登下校時を含めた地震発生時の避難の在り方に係る研修を実施しまして、児童生徒の危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと思います。
- 議長（桑原）多田議員。
- 12番（多田）それでは、再質問いたします。まず、校内での対応でございますが、危機管理マニュアルがあるというふうにおっしゃられております。その中で、児童生徒が校内にいた場合に地震が起きたとき、その児童生徒がいる場所によってもいろいろ対応が変わってくると思うんですよ。もちろん教室にいる場合は、例えば机の下に入りなさいとか、かばんで頭を、防ぎなさいとか、いろんな対応があると思いますが、例えば、理科室にいた場合、理科室にいた場合には実験器具とかいろんな薬品等がございますので、それについての対応、それから、体育館にいた場合、体操などで体育館にいた場合は、例えば壁面とか照明器具が落ちてくる場合もあります。海田町の場合は、非構造部材の耐震化が済んでおりますから大丈夫だとは思いますが、可能性はあります。それから、今度は校庭にいた場合、今度は、例えばサッカーゴールが倒れてくるとか、あと、そういったことも想定をしなければなりません。それについての危機管理マニュアルの中にそういうことが含まれているのかどうか、お尋ねします。
- 議長（桑原）学校教育課教育指導監。
- 学校教育課教育指導監（松本）失礼します。今、お話しいただいた点なんですけれど、理科室におきましては理科室の利用ということで、年度当初のところで、子どもたちに指導しておるところで、危機管理マニュアルとは別のところで、そういった指導のほうをやらせていただいておりますので、マニュアル自体にはそういった明記のほうはさせていただいておりません。地震発生した際には、すぐに火を切るとか元栓を閉めるであるとか、そういうようなところをまずは行うように指導しているところでございます。

また、あと、体育館、校庭等におきましては、基本的に地震におきましては、落ちてこない、あとは倒れてこない、移動してこないという、この3点のところを大事だと思っております。そういった点についてはマニュアル等には明記はしておりませんが、日々子どもたちへの指導の中で伝えさせていただいております。ですので、こういった視点をまた教職員のほう、持っていただくために、マニュアルのほうにその文言のほうは明記をさせていただくように進めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは、日頃の子どもたちへの指導ということでやるということなので、その辺はしっかり指導していただきたいと思えます。それから、校内での話ですが、今度は保護者の引取りについても、ある程度決めておかないと、例えば、決まった人しか引渡しはしませんよということを前もってきっちり決めておかないと、例えば、来られた保護者がうちの隣の子だから一緒に連れて帰るよとか、親戚の人が気を利かせて来られたときにその人に引き渡すかどうかということをはっきり決めておかないと、そこで混乱するわけですよ。先生方もいろんな対応に追われとる中で、子どもたちを迎えに来られた方、いちいち確認するというのも大変でしょうから、これはもう決められた人にしか渡しませんということで、トラブルにならないように最初に決めておく必要があると思えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）失礼いたします。現在、学校で作成しております引渡しのマニュアル等がございます。そちらのほうには事前に引き受けていただく保護者の方の名前を事前に申請していただくという形を取らせていただいております。それで、その方と子どもたちとの関係ですよね。おばであるとか、そういうような関係のところまであらかじめ申請していただくことになっております。それに基づいて、子どもとその親御さんのところを確認して、それで引き渡していくというような形を取らせていただいております。それで、保護者に申請していただいているので、そういった確認が取れていない、そういった方がお迎えにいらっしゃった場合なんですけど、その点につきましては引き渡すことがないようにしておる、そういった状況にはなっております。ですので、これからもまた引き続き、引渡し訓練のほうは行ってまいりますけれど、そういったどなたに引き渡していくかというのは、確実に整理をして、間違いのないように対応してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）その点はしっかり取り組んでいただきたいと思います。それと、先ほど、私も申しましたが、大きな地震が起きた場合には学校が避難所になると思います。避難所になったときにどっと押し寄せてきたその避難民と、仮に子どもたちが在籍していた場合、その対応についてどうするかということ、日頃から頭に置いてマニュアルか何か作っておかないと、例えば、地域の人と連携をして避難所のほうは地域の人をお願いをする、行政が休みの場合はどうなるか分かりませんが、休みでも多分行政の方は出てこられると思いますので、行政の方や地域の方に避難所をお願いする。教員は、取りあえず、子どもたちの面倒を見るというふうに区分けしておかないと、どっと来たときに、それじゃ、教員も避難民に対していろいろやりよると、子どもたちに対するあれがおろそかになってしまうという可能性がございますので、そこら辺もきっちり決めておく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘のとおり、在校時にどういった、一般の町民の方も避難してこられる想定が、今南海トラフということで、地震だけではなく津波のほうまで影響があるということは、いち早く高台に逃げることが原則でございますので、すぐに学校へということも考えられます。詳細につきましては、すいません、そこら辺、また学校のほうと調整をしながら、どういった避難所の運営ができるか、またコロナ禍でもございますので、密にならないような対策等につきましても、学校のほうと調整をしながら避難計画のほうを策定してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）是非連携を取って、いざという時のために、明日にでも起こるかも分かりませんので、いざという時のための連携を取っていただきたいというふうに思います。それから、今度は、いわゆる登下校時の問題でございますが、山梨県の甲斐市立竜王小学校というところが、非常にいいパンフレット、子どもたちのために作っておられます。もしも通学路で大きな地震が起きたらどうするんかということ、クイズ形式で作っておられて、そして、その後、おうちの人といざという時のことを話し合おうというふうになっています。最後に、避難場所、ここの竜王小学校ではこういうところに避難しなさいというふうな避難場所も明記されております。ですから、取りあえず、登下校時に大きな地震が起きた場合に、子どもたち、海田町の場合は登校班で来ま

す。帰りはばらばらですけど。そのときにどういうふうな対応をするんかということも学校側も一応取りあえず子どもたちに教えておく必要がある。危険箇所から離れる。例えば、ブロック塀のそばには寄らない、崩れそうな建物とか、それから、崖の下とか川とかからは離れる。そして、例えば、下校時に、登校時でもそうですが、家に帰るか学校に行ったほうがいいのか、そこら辺の目安というのも日頃から子どもたちに教えておかないと、なかなかとっさに行動はできないと思うんですよ。そこら辺のマニュアルということは考えておられるでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本） 失礼いたします。現在、学校のほうではマイ・タイムラインということで、子どもたちがどういった避難経路をたどるか、どこを避難場所にするかというものを策定しているところでございます。それを親御さんと共有して、安全の確保のほう、努めているところですが、残念ながら今のマイ・タイムラインは、土砂災害、大雨、台風といったものに特化されたものでございまして、この通学途中の地震を想定したものとはなっておりません。ですので、口頭では先生方のほうで、地震があったときには身をかがめてというような、上から何も落ちてこない所といった指導はしているんですけど、そういった今議員御指摘のところ、明確な動き、実際の動きのほうで想定されたものではない状況がございますので、今、教えていただいたとおり、子どもたちが実際に学校のこの辺にいたら学校に行こうと。家に近いなら家のほうに行こうとあるとか、自分たちが判断できるようなそういった登下校時の地震に対するマイ・タイムラインのようなものを各校で策定してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） 学校に行く場合、自宅に帰る場合、近所に避難場所があればそこへ行くというふうに最初に決めて子どもたちに教えておけば、子どもたちって、1年に1回でもそれを聞くことで、頭の隅っこのほうに残るんですよ。これ、いい例が、釜石の奇跡と言われた釜石の小中学生が、ちょうど東日本大震災が起きたのが2時半ぐらいでしたかね。ですから、ほとんどの子どもたちが学校にいるか、若しくは早く帰った子もいたそうですが、津波で亡くなった子は在宅で、ちょうど休みで自宅にいた子以外は1人も亡くならなかったということがあります。それはいつも大きな地震が来たら、津波が来るから逃げるんよということを1年に1回か2回かあったんでしょね、学校で。そ

ういうことで教えられていたことがいざというときに役に立ったということですので、是非海田町でも各小中学校で1年に1回でもいいからこういうことを教える機会を是非設けていただきたいというふうに思います。それと、最後に、東日本大震災のときに小中学校の先生方が子どもたちが帰ったかどうか、元気であるかどうかということの確認をするのに、訪問されたり、電話されたりいろいろな手段を取られたみたいですが、長いところで1週間ぐらいかかったそうです。全員の安否確認ができたのが。ですから、そのために、今は、あの当時でもあったんでしょけれど、今はなおさらSNSという便利な手段がございます。これを必ず大地震が起きた場合、保護者と学校側がSNSで安否確認ができるような形を日頃から作っておくと、いざというときにすぐ対応できると思います、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）議員御指摘のように、災害が起きた場合の安否確認や在宅確認等につきましては、かなり時間がかかることが想定されます。特に、直下の地震であれば家族が近くにいるかどうかとか、子どもだけということも想定されるんですが、今現状のシステムの中で考えられるとすれば、緊急配信メールの中で安否等の確認をするためのファイルを作って、そこに回答するような形であれば、当面、メールやSNSが使える環境であれば安否確認等が確認することができるであろうというふうに思っておりますので、状況に応じまして、そのようなものを準備しながら、速やかな安否確認ができるような準備をしまいたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）是非有効に活用していただきたいと思います。電話等は恐らく、電話、メールもどうかな、大災害が起きた場合は制限されますから、ラインなんかが多分通じるんじゃないかと思うんですけど、それと、災害伝言ダイヤルというものもあります。ちょっと低学年は難しいかも分かりませんが、高学年の子、中学生の子だったら、災害伝言ダイヤルも有効に活用できる。それと、もう一つ、公衆電話が使えるんですよ、災害の場合は。ただ、今の子どもたちって、公衆電話の使い方、恐らく知らないと思うんです。電話機、プッシュボタン、番号を押したらかかるんよというのを、多分使ったことないんでこれは何じゃろうかというふうに思っていると思います。ですから、そういったことも、学校に多分公衆電話が1台ずつあると思うので、ちょっとした機会にそれを教えていただければ、いざというときに役立つと思いますのでよろしく願いいた

します。それでは最後に、今、教職員の皆さん、コロナ対策やICTの対策で大変だと思います。できれば、町長にお願いしたいのは教職員の負担軽減に一層配慮していただければと思います。これで終わります。

○議長（桑原）1番、石橋議員。

○1番（石橋）1番、石橋京子でございます。この度の新型コロナアルファ株とデルタ株、引き続き、オミクロン株と言われる新しい新型コロナが発生しております。国も水際対策と話されますが、これまでと同様の生活を求められています。海田町民の皆様、感染阻止のためにそれに携わっていただいている皆様の御助力に感謝申し上げ、今回の一般質問をさせていただきます。

1、海田町保育施設等応援給付支給を。新型コロナ感染症拡大に伴う支援金や応援金については、全国的にもそれぞれの自治体で独自の特色を盛り込みながら支援事業を展開しています。海田町では令和2年度に2回、海田町感染防止対策・地域支援クーポン発行事業を実施されました。現在、第3弾を実施予定しているところですが、いずれも登録店舗及び海田町民を対象とした事業になっています。町内にはコロナ禍において社会の機能を維持するために、就業を継続することが必要な家庭の子どもの受入先として新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中で、学校の臨時休業期間中も、国・県からの要請に基づき、感染防止対策を講じながら継続してサービスを提供してこられた保育事業者がおられます。この間、相当程度、心身に負担がかかる中、強い使命感を持って保育サービス等の継続に努めていただいた方に対し、応援給付金を支給するなど、海田町として取り組まれるべきだと思いますが、どのように考えておられますか。

次に、海田町SDGsの取組と方向性は。海田町のSDGs環境保全について関連している内容を今回は質問します。ほぼ全ての国と地域が参加して、脱炭素化に取り組むことを約束したパリ協定がありました。2021年10月31日から11月12日にイギリス、グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、COP26では1週目に世界120か国から首脳陣が集まり、今後の気温上昇を2度未満にとどめる目標が提出されました。また、脱石炭の機運も高まっています。今回の結果はIEA、国際エネルギー機関のピロル事務局長は、今後の気温上昇の予測は1.8度まで下げられたと、COP26の会場で発表しています。日本の岸田総理も参加し、2050年、カーボンニュートラル、2013年に対比して2030年に温室効果ガス46パーセント削減目標、更に50パーセントの高みを目指す。そして、2050年にCO<sub>2</sub>削減ゼロという目標を示しました。今後の気温上

昇予測1.5度を目指すC O P 26において、一定の評価を得て、気候変動問題に対して真剣に取り組もうとしていることを世界に示した新しい事実の記事もあり、海田町も地球温暖化について、更なる取組が必要と考えられます。町長はどのように考えられていますか。ところで、海田町には、海田町美しいまちづくり条例があります。これは環境問題や清掃に特化したものと説明を聞いておりますが、この海田町美しいまちづくり条例はSDGsに対応して作られたものではないのですが、既に海田町は環境問題について、SDGsに取り組んでこられたのだと感じております。そこで、次の3点についてお尋ねします。1、環境保全に取り組んでいる団体や地域、子どもたちの活動をSDGs関連活動として広報誌等で周知してはいかがでしょうか。2、SDGsに対応している目標のアイコンを各課に掲示してはいかがでしょうか。3、海田町が目指す今後のSDGsの方向性はどのようなものでしょうか。御回答よろしく願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）石橋議員の質問に答弁いたします。

保育施設等の保育士等に対する応援給付金についての質問でございますが、保育所等におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染のリスクに不安を抱え、心身に負担がかかる中、感染拡大防止対策を徹底し、事業を継続的に提供していただいているところでございます。町といたしましては、これまで保育所等へ感染症対策のため必要な消耗品や備品の購入について支援をしており、今のところ、保育士等への給付金の支給は考えておりません。今後の感染症対策や支援策等につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国、県からの支援策等を踏まえ、総合的に判断してまいります。

続きまして、海田町のSDGsの取組と方向性についての質問でございますが、1点目については、本町では地球温暖化対策について、これまで循環バスの運行及び路線バスの維持、海田市駅自転車等駐車場の整備による公共交通機関の利用促進や、ごみの削減及びリサイクルの推進、町有施設の照明のLED化、グリーンカーテンの推進等に取り組んでまいりました。しかしながら、議員御指摘のとおり、今後、更なる取組が必要と認識しておりますので、本町で実現可能な取組について、先進自治体のカーボンニュートラルに向けた取組を調査・研究してまいります。また、環境保全に取り組んでいる団体等の活動については、町民の方にSDGsについて知ってもらう意味でも効果が期待できるので、広報誌等で周知に努めてまいります。2点目のSDGsのアイコンを各課に掲示することにつきましては、町民の皆様、町の取組がSDGsに貢献していく

ことに対する理解を深めていただくとともに、職員一人ひとりが自らの業務がSDGsに貢献していることを意識するために有効な方法であると認識しておりますので、他の自治体の事例等を調査し、検討をしております。3点目については、SDGsを重要な時代認識の一つと捉えて作成した第5次総合計画に基づき、暮らしやすさが実感できるまちづくりと持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）先ほど、町長の答弁にありました支給は考えておりませんと言われましたが、府中町、熊野町、尾道市と、もう既に支給をされている町があります。この支給はなぜされたのか、よく考えていただければと思います。なぜ必要なのか、今回の支給は生活を支えるための支給ではないということを考えていただきたい。深く御理解していただきたいと思います。相当程度、心身に負担を負いながら、現場で児童の健康を守り、運営継続に御尽力した職員に向けての支給をするためのものということを再度お願いしたいと思っておりますが、今、府中町では5万円、熊野町では3万円の支給があるというふうに聞いております。この支給に対して、町はどのように、よその市町のことを思って、どのように考えられるでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）給付金につきましては他の市町で給付されているということも認識しております。町長答弁にもありますように、町といたしましては、今まで保育所に対して感染予防対策の消耗品や備品について支援をしておりますので、今のところ給付金は考えておりませんが、今後の感染症の感染拡大状況であるとか、国・県の支援策等を踏まえて総合的に判断したいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）国・県の支援方針、なぜ海田町は府中町やほかの市町が出せるのに、早急にそういうふうな対応策が考えられないのか。ただ、そういう維持費、そういうものに対して補助をしてきたとおっしゃいますけれども、個々の、今言いましたように、心身の負担を負いながら、皆様、医療従事者もそのように、いろいろありますけれども、小さなお子様を預かりながら、家庭の子どもたちの保護者の支援をしながら、子どもたちをずっと見守ってきた保育士に対しての慰労を私は思っておりますが、そのところの観点はどのように感じておられますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） コロナが感染する一番大変な時期に保育事業を継続していただいた保育士の皆様方には本当に大変に感謝しているところでございます。また、議員言っていた保育事業者のほかにも、介護の現場、それから医療の現場、また障がいのサービス、それから児童クラブなど、様々な方々の御協力の中で町民の皆様へのサービスが継続できたものというふうに考えております。今後も保育事業者をはじめ、多くのエッセンシャルワーカーの方々がコロナ禍の中で業務を継続していただけますように、国や県の状況も踏まえながら、感染状況、経営状況、そして勤務される方の処遇面等を十分に踏まえまして、総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 石橋議員。

○1番（石橋） それでは前向きに検討していただけるよう、町のほうに働きかけ、よろしくをお願いいたします。

さて、次ですけれども、SDGsの取組と方向性のところでございますが、町長の答弁にありましたように、更なる取組が必要であると、いろいろな皆様の活動が表に出るといことは、やはり、町民の意識の向上につながると考えております。海田町広報誌、いまをときめくまちのあの人に会いに行く、今回、12月のところにこういうふうに、企業を中心として、こちらの西井製作所の社長さんのお話が載ってございましたけれども、会社の取組として話されておられました清掃活動のところで、朝の清掃も大事です、近隣のごみ拾いを通じ、私たちの会社が町に生かされている、こういうふうなものの考え方をこういうふうに表に出されているといことは、とても有効的ではないかと思いません。海田中学校道楽隊美化委員は、前回、中学校の広報誌にこういうふうに清掃活動をしていると載っておりました。海田町の広報誌だけでなく、町の広報誌に取り上げていただいて、海田町の美しいまちづくりの意識が高まると、地球環境問題への意識も高まると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 町民生活課長。

○町民生活課長（水川） 議員がおっしゃられるとおり、そういう取組をされている団体と活動を御紹介していくというのは、SDGsのことを知ってもらうということにも効果があると思われまますので、そういった情報を集めて、広報等で紹介していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 石橋議員。

○1番（石橋） 表現をする、PR活動をするということは、私たちは確かにデジタルとい

う形でもありますけれども、たくさんの方が広報誌を見ているというので、たくさんそういうふうな形で活用していただければと思います。次に、海田町は道路が多い町で、約25年前、子どもたちと一緒に大気調査を私たちはしました。南小学校でも黒い粉が採取され、それはタイヤの摩耗物とかと言われていました。排ガスの粉じんも原因と言われています。現在の東広島バイパスも完成すると、更なる大気汚染も考えられます。

環境の側面からSDGsを見直し、環境危機に対する危機感を醸成する努力が必要と考えますが、町としてどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）町としましては、環境調査として毎年大気汚染や水質、騒音等の調査を行っております。そのことにつきましては決算等でもお知らせしておりますが、そういったことの対策についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）慶応義塾大学大学院の蟹江憲史教授が環境危機意識を調査されたところ、25歳から69歳、18歳から24歳の人たちは、かなり不安だと、この環境は不安なんだというふうに言っておられます。また、日本の有識者にも調査されています。この環境問題に対しては極めて不安という結果でした。今、毎年、海田町でもそういうふうに調査されているというふうに言われておられますけれども、危機意識はどのように感じられておられますでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）危機意識ということでございますが、毎年しております調査につきましては、そこまでひどい値は出ていない状況でございます。ただ、そういう不安があるということに対しては、そういう認識を持って対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）海田町では、そのように毎年の調査の上で判断されておられますが、日本国内における環境問題において危機的な状況にあるという項目で最も多かったのは、気候変動が44.6パーセント、次いで、社会経済環境施策14.0パーセント、環境汚染11.5パーセントの順になっております。気候変動の理由として、昨年に引き続き、夏の猛暑や記録的豪雨の影響において幼い頃より暑くなっている、命に関わり生活が脅かされているなど、気候の変化を肌で感じている回答が多く見られていました。社会、経済、環境

施策の理由として、ニュースなどで触れる機会も多くなったためか、コロナ禍での経済と感染防止の両立やコロナ禍の影響による貧困への対応などによる問題意識を抱く回答が多く寄せられたそうです。日本のSDGsの取組で、一般生活者、有識者ともに、2030年に達成度が高いと思う目標は、目標6番、安全な水とトイレを世界中にということです。環境汚染の理由として、地球上の生物の変化による人間の影響や海洋汚染などの関心が寄せられ、感染症が環境問題として認識され始め、また、近年のSDGsの取組に関するニュースなどで、地球全体の汚染を懸念する回答が見られたというところを、やっぱり重く受け止めながら、海田町は道路が今からたくさんの道路が通過するような町になってきます。そこで、SDGsの取組をもう一度再確認していただいて、今回は町長のほうの答弁にもありましたように、SDGsのアイコンを各課に掲げるといふふうに話していただきましたこと、子どもたちや孫、後世の人々に環境問題のために、環境問題をもう一度見つめ直していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘の件につきましては、非常に大きな地球規模、また、日本、国、全体で取り組むべき課題ではあるかと思えます。ただ、そうした中で、海田町民として一つずつできることをやっていかなければ、地球環境というそのものを守ることにはできないと考えておりますので、そういった海田町でできる取組というのを調査研究いたしまして、取り組めるものから順次取り組み、町民の皆様に御理解いただきながら、地球環境を守っていきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）もう一度言います。子どもたちや孫、後世の人々のために環境問題に、海田町、ちっちゃな町ですけれども、大きな声になるように海田町の意味として表現していただければと思いますので、今後も順次取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。7

番、兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。本日は大きく3点質問いたします。

子育て支援に係る保育士の確保・保障・施設の支援について。厚生労働省が発表した保育士確保・支援4のプランに伴い、県内各市町でも独自で既に私立認可保育施設、保育所とか認定こども園、小規模保育事業所などへ新規に採用された施設を通して保育士に給付金を支給しています。子育て支援に懸命な市町こそ保育士確保・保障は必要不可欠な施策であります。しかし、本町は子育て支援を前面に出しながら、本来ならどの市町よりも率先するべき施策をいまだ実施しない理由を問います。また、本町の考え方として、保育士確保策、保育施設支援策をどのように捉え、支援・サポートしているのでしょうか。実例で言いますと、保育所等従事者支援金、保育士確保施策、府中町は1人5万円、尾道は3万円、東広島につきましては3年間で最大30万円、宿舍の借上事業とか就職の相談をしております。また、北広島町では月額5,000円から1万円、就労と勤続の祝金なんか10万から30万あります。ほかにもまだありましたけど、などで。家賃補助制度、広島市、呉市、廿日市市、東広島市とあります。

そして、大きく2点目、行政運営の状況についてです。既に2月の定例会で行っている案件で、短期間に行うべきではないという反対討論があった町長に対する問責決議案ではありますが、今後もより一層丁寧に説明していく、が果たされていないからが問題であって、何度も問責を提出される資質に問題があります。9月議会では、避難所では断水でもないのに賞味期限切れの飲料水を誤って配布したことは大失態であるが、むしろ都合の悪い情報が共有されない、上司に報告されない組織の実態・体質のほうにより強い危機感と町の災害対応の体制そのものに強い不安を抱く。組織の体を成していないという問題が露呈したから、問責決議案が提出されたのであります。そこで、実際に海田町の組織運営の実態を見ますと、平成24年度の2012年、時間外手当は1万8,801時間、月平均は10.2時間、そして心身の故障195人に対して4人、1か月以上の休職、ここをベースに考えて、令和2年度、2020年度、時間外手当は2万6,750時間、月平均が13.5時間、心身の故障は204人に対して12人、1か月以上の休職。府中町ではちなみに320人に対して6人、坂町に関しては102人に対して0人、8年前の1.4倍もの時間外手当、3倍もの休職者数は過去や他の町と比べても異常に多い。職員の時間外手当を増やして、今年については、住民に賞味期限切れの飲料水を配るなど住民サービスは低下し、職員の休職数が増え続ける。この数年、異常な状態に陥っている原因は何にあって、どのよ

うな改善策があると分析していたのか、また、改善のため、いつどのような計画を立て、今年度どのような取組をして、どこまでの効果を期待しているのか。

そして、大きく3点目です。総合公園について。総合公園の改修、拡張工事が進んでいます。古くなったキャンプ場の再整備など、全体の完成は2026年の3月。現在の14ヘクタールの公園の南側に約10ヘクタールの新エリアを整備して、1ヘクタールのキャンプ場は土を入れ替えて駐車場を増設します。現状部分は2001年の春に完成しております。野球場、テニスコート、遊具広場、多目的広場、ドッグランなどがあります。昨年度の利用者数は約16万4,000人です。新しいエリアは広島県が水道用トンネル掘削関連事業を行っておりまして、幼児向けの遊具を置く芝生広場、高齢者向けの体操がある健康広場、1周200メートルのトラックを備えたグラウンドに整備します。総事業費は約20億円の予定です。海田総合公園の拡張は本格化されていますが、1、何年もの間、野球場の放送設備、ポンプなどが故障、旧式のままであります。拡張部分と同様に、現状部分の改修及びメンテナンスは行き届くのでしょうか。2、質問の要旨ほどの情報と予算の出どころを今年度、海田広報にも掲載されておられません。これは20億円以上追加した庁舎建設と同じ手法で、この事業も青天井のごとく跳ね上がるのではないかという懸念の声が大きくなってきております。マイナスイメージを払拭するためにも、積極周知すべきだが町の見解を問います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問に答弁いたします。

子育て支援に係る保育士の確保・保障・施設の支援についての質問でございますが、私立保育所等における保育士の確保につきましては、令和元年度から国・県の補助金を活用し、保育士確保対策事業として、1・2歳児受入促進事業及び保育士早期サポート事業を実施しております。更に今年度から、保育士宿舍借上げ支援事業等、五つの保育士確保対策事業を追加し、実施しているところでございます。また、心身に障がい等のある園児を確保する場合に、保育士を加配する私立保育所に対しては、町独自に補助金を交付しております。次に、私立保育所等への支援といたしましては、保育所の安全な運営や保育士等の業務負担の軽減のため、令和2年度から防犯カメラの整備、午睡チェックセンサーや登降園システムの導入に対し、補助金を交付しております。今後とも園児に対して良好な保育を提供していただけるよう、私立保育所等と連携し、保育士等がやりがいを感じる働きやすい環境づくりに努めてまいります。

続きまして、行政運営の状況についての質問でございますが、時間外勤務増加の主な要因につきましては、災害対応等、突発的な業務への対応の増加によるもので、職員の休職の要因につきましては個々のケースによって様々でございます。また、改善策につきましては、今年度改定した特定事業主行動計画において、職員の健康管理、ワークライフバランスの推進に向け、職員1人当たりの平均時間外勤務を月15時間以下にするという目標を設定しております。この達成に向け、部長以上の庁内会議において定時退庁の徹底の呼び掛けや時間外勤務状況、年次有給休暇の取得状況を共有し、所属内における職員間の業務量の平準化や計画的な年次有給休暇の取得を促し、長時間労働の抑制を図るとともに職員の心身の健康維持に向けた取組を行っているところでございます。今後ともこれらの取組や衛生管理者による健康相談等の実施により、職員の心身の健康維持を図っていきたいと考えております。

続きまして、総合公園についての質問でございますが、1点目については、令和2年度に策定した海田町公園施設長寿命化計画に基づき、劣化や損傷を未然に防止するために、計画的に補修・更新を行う予防保全型管理と劣化の予測が困難で、定期点検の不要な電気施設などに故障や異常等が生じた場合に、修繕や更新を行う事後保全型管理に区分して、施設や設備等の維持管理を行っております。御指摘の設備につきましては、今年度になって故障や不具合が生じたものであり、現在は代替品で賄うなど業務に支障が生じていないため、来年度、施設の更新又は改修を行う予定でございます。今後とも管理類型別の維持管理方針に基づいて、現状部分の施設や設備等について、適切な維持管理を行ってまいります。2点目については、海田総合公園の第2期整備区域の整備内容や整備状況などについて、町民の皆様に御理解いただけるよう、町広報や町ホームページ等を通じて周知してまいります。

保育士のところで園児を保育するというのが正しく、確保すると言いました。訂正させていただきます。それと、公園のほうのところですが、電気設備というのが正しく、電気施設と読み上げましたが、電気設備に訂正させていただきます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）内容は変わらなかったら、別に修正はなくても構いません。再質問させていただきます。

まず、総合公園ですが、逆に言わせていただくと、なぜ今まで周知しなかったのかなと考えるんですが、そこについてと、今後するということなんですけど、単発でしていく

のか、大事業の一つでありますので、そういったところも含めて周知を徹底していくのか、どちらかお答えください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまの御質問でございます。町のほうでこれまで周知はしてやらなかったということなんですが、町といたしましては供用開始のときには、そういうふうな周知をしっかりとやっていこうというふうに思っておったんですが、まだ工事中ということもあってしておりませんでした。そのような住民の皆様、議員の皆様、そういった御意見があったということで、今後、その辺周知いたしまして、町民の皆様にしみやすい公園づくりを進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）プロジェクトで考えた場合は、進めてからということになると、プロジェクトの中の前段になっていかないので、是非、皆さん注目されているところでありますので、マイナスのイメージにならないように、これはもう厳しく言いたい。いい方向に行っていただきたいと願っておりますので、ここは強く言わせてください。今年度起こったことも含めて、やっぱ、細かなところをしっかりとチェックして、事故につながってはいけないのが一番なんです。やはり小さな声、利用者の声もしっかりと聞いて、利用しやすい、本当にたくさんの、16万4,000人使っている方がいらっしゃいますので、皆さん気持ちよく使っていただきたいように町がしっかりと進めてください。これは、質問はこの部分は終わります。

次の子育て支援のときの保育士の確保のところではありますが、私が質問をしている要旨と少しちょっとずれが生じているような気がしたので、もう一度含めて再質問させていただきたいんですが、予算を見ましたら、そういったこと全部書いてあるんですね、予算の今のここに書かれているとおりに。1・2歳児の受入れの早期サポート事業とか保育士確保等とこの事業、予算組み書かれていますけど、予算も配分されていますけど。では、なぜそういったことを、町長答弁になるんですかね、町長答弁で書かれているのに、実際の保育施設の協会の人たちが、先ほど石橋議員も質問がありましたけど、保育士さんを守ってくださる、保育士さんを確保してくださる、そして、苛酷な労働条件の中で頑張っている保育士に、施設を通して保障してくれって、なぜ要望が来るのか。ここについて、私はちょっと理解ができない。なので、そのことについて、なぜその要望が行くのか、その分について説明員として答えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）コロナ禍における支援策としてというところで、町内の施設のほうからの御意見というのは伺ったところでございます。その中で確かにコロナが感染する現状の中で、保育士の皆様方の働きの中で、お仕事をさせていただく中で、安心してお仕事に行っていたいただいた御家庭がたくさんあったというところは認識しているところでございます。そのコロナ禍におけるその対策につきましては、町内の事業者全体の状況であるとか、町民の皆様方の感染状況を踏まえて総合的に判断をして、コロナ対策を進めてきたところでございます。先ほども町長答弁にもございましたように、今後の保育事業者に対する支援につきましては、国・県の支援の動向を踏まえまして、感染状況であるとか、経済状況、それから処遇状況を踏まえまして、総合的に判断してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）総合的に勘案するところ、ちょっと私が理解できないところがあるので、再質問に入っているんですが、先ほどの石橋議員の答弁を聞いていましたら、いつも保育士につきましては徹底してくれているんです、と、保育士等には消耗品などを支給して、手当で、保護しているんですが、ということと、今後、支援策としては国と県とかの補助があれば対応しますということを言われてたんですが、私、いろんな仕事の中で、ほかの市町の保育関係とかも全部関わっているんですけど、ほかの市町も消毒とか消耗品のほうは支給はしているんですよ。ですけど、それが答えにはちょっとならないと思ひまして、もう1回、聞くんですが、ほかの市町もやっていることで、うちはそれをやっているからもうやらないということが少し納得できないから、そういった協会のほうがやっぱり保育士を確保するために、コロナの状況、今あるけど、大変な状況の苛酷な状況の中で頑張っているから補助してほしいということを行っているんじゃないんですかね。それをしない理由は、今の消耗品などとかで対応しているということが伝わってないと思うんです。伝わってないか、若しくはその協会がもう知っていると、ほかの市町もやっているんだと。だけど、自分とこだけは補助をしてくれないということにすごく誤差が出ているんじゃないんですかね。もう一度言いましょうか。ですから、消耗品等はほかの市町はもう補助しているので、それが、支給を考えてないという答えにはならないと考えるんですけど、独自でやられている市町がほとんどの中で、国の、県の補助があればやるという海田町の姿勢は、保育士の確保につながっていくんで

しょうか。ちょっとそういう言い方しましょうかね。保育士の確保につながっていくんでしょうか。どうでしょうか。いくとしか言わないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）今後のコロナウイルスに対する対策につきましては、感染防止の徹底に向けた対応であるとか、感染症の影響による厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援に向けた対応やウィズコロナの中で社会経済活動の再開に向けた対応を進めていくこと等、総合的に海田町として対策本部の中でしっかりと協議を今後していく予定となっております。保育士確保の問題につきましては、これまでの既存の事業等を使っていただきながら、町内の事業者としっかりと協議をして進めているところでございます。コロナ対策における保育士への対策につきましては、先ほども答弁いたしましたように、町内のエッセンシャルワーカーの皆様方の経済状況、経営状況であるとか処遇状況、それから今後の感染状況を踏まえまして、総合的な見地の中で判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）今、コロナのことで私がここに質問出している部分と少しかぶっている言い方を質問に出しているんで、コロナのことはコロナで、今、更に困っているから保障してくれ、支給してくれということもあります。もちろん、それも要望の中に一つあるんですが、この本意というのは、今回の質問に入っているところは、他の市町は、もう既に、保育士を確保するために、そして保育士を取られないために、保育の現状を私も調べてみたんですが、ここの海田の議員さんも保育士の方もたくさんいらっしゃったり、現場経験される方もいらっしゃって、大変な状況を知っておられる中で、私もちょっと今勉強中ではありますが、この保育士をずっと確保するために、町がその手助けをしてくれる支援、そこも含めてちょっと質問に出しているんですね。ですから、この金額のことも含めてなんですけど、せめてこの金額とか補助で海田町の保育士さんとしてずっといてくださいねという思いがないから質問出しているんです。ほかの市町は、それを施設を通して支援金をもう支給しているんですね、保育士さん。例えば、東広島市だったらもう東広島市の保育士になられたら、施設を通して支給されている。いろんなここに実例を書きましたけど、そういったところはないんでしょうかね、実際。何でそれを言うかという、ネウボラ事業をやられているんですけど、子育て支援、県の補助事業ですけどね。でも、海田町に保育士さんがいなくなったら、床面積で受入れはできるん

ですけど保育できません。また待機児童が発生しまして、保育士さんやっぱりあっちのほうやっぱり優遇されているし、いいよって、もし海田町から保育士さんがどんどんほかの市町に取られてしまったらどのように思われますかね。そういったところも含めて質問出しているんですけど、そのような支援の対応策とかはないんですかということも含めて答弁いただけますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）海田町の保育の施設で保育士をしっかりと確保していただくこと、これは本当に重要なことであるというふうに認識しております。ただ、その保育士の処遇に当たりましては、国や県において大きく定められており、処遇の改善等についても、今回のコロナ対策の中でも更に処遇のアップというところも図られているところでございます。それに加えて、現在、海田町でも進めている国や県の補助金も活用しておる施策、それから、本町独自の施策もしっかりと総合的に進めながら、進めていくことが非常に重要であるというふうに思っております。単発ではなく継続して保育士を確保していただく施策をしっかりと本町として考えながら、しっかりと保育事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）国や県もほかの市町もそういうことでありますから、ここに答弁のとおり、ちょっと読みましょうか。私立保育所と連携し、保育所等がやりがいを感じる働きやすい環境づくりに努めてまいりますというから、要望が出ているんじゃないですかね。こういうことを施設のほうに頼んでおられるわけですから、ちょっとでも助けてほしいということ。でも、それを町がこの答弁出したら、努めてまいりますということは、努めてまいられてないようになりますが。あと、防犯カメラの整備とか睡眠のチェックセンサーとかありますけど、これは、今、保育施設さんが望んでやられていることなのか、海田町が勝手に自己満足でこれええじゃろういうことでやっていることなのか。要するに、限られた財源の中で、やはりなるべく子育て支援ですから、ネウボラも別に悪いとは言わないんですが、そもそもの子育て支援というのは、保育施設、私も公も含めて、あと、保育士さんも含めて、そこがしっかりと充実させて初めてプラスアルファのネウボラとかに行くんじゃないんでしょうかね。そこら辺について、海田町がどうも何かそこら辺は少し置いておいて、目立つほう、目立つほう、循環バスでネウボラってやったほうがええんじゃないかというふうになってきてて、実際には保育施設さんのほうにと

ってみたら非常に満足してない状況が起こっているんじゃないかということを懸念しているんですけど、あんまり言うと、もう平行線なんですけど、要するに考えてないということなんですね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町の子育て支援施策、また保育事業も含めまして、子育て支援事業施策につきましては、町内の保育事業者、それから様々な保育に関わられている方々の御意見をしっかりと踏まえて、子ども子育て支援事業計画に基づいて進めさせていただいております。現在行っております支援策についても、午睡チェックセンサーや防犯カメラ等についても、保育所施設の御意向を踏まえながら、希望のある保育所に対して対策を講じていただいているところでございます。しっかりと保育士の現場の声を本町としても聞きながら、また、私立保育所を運営されている事業者としっかりと協議を進めながら、保育士がやりがいを感じる、そのやりがいというのがやはり様々にあるかと思えます。環境であったり、やりがいであったり、働きやすさ、また、その中のキャリア形成とか内部のコミュニケーション、それから、待遇面等を総合的にしっかりと考えていただきながら、本町もしっかりとそこに支援を加えながら保育事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）もちろん頑張っていらっしゃることすごく分かるし、すごく細かなところも見ていらっしゃるの分かりますので、ただ保育士さんがいなければ何も進みませんのでね、やはり、そこはしっかりと押さえて、資格がないとできませんのでね、仕事は。ですから、しっかりと押さえて、施設の協会等を含めて、協議して、より良い子育て支援の策を練ってください。一応、ここはここまでで終わらせていただきます。

そして、行政運営の状況の再質問に入ります。答弁のほうに沿って再質問させてもらうんですが、災害対応等というのは令和2年度に特別に何か大きな海田町に起こった災害はあるんでしょうかね。令和3年と、2年前ですか、3年前ですか。その災害は分かりますが、令和2年、これで対応の増加によって増えたんだというんですが、何かありますか。答えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）令和2年の災害対応につきましては、警報が出るような大雨に関する災害対応等の出動に伴う時間外の増でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）私、何でこれ、平成24年で比較をさせてもらったかといいますと、その後に、八木の豪雨災害が起こったりして、今に至っているんですが、結局、これは事実の話で、答弁をずっと読んでおりましたけど、私の質問の中で答えているのは、原因は個々のケース、様々でございますが答弁なんですよ。だから、あとは何を言っても、これ、月15時間以内にするという目標を設定していますと書かれても、できないような状況があったりするから増えたり、余計に増える状況を作って、職員が苦しいんで、心身、すごく苦しんでいる状況が起こるとか、そういうことになっているんじゃないでしょうかね。何かあやふやに単純に設定だけぽんと出して、取り組んでいますというんですが、何か私これ質問を作りながら感じたのは、職員さんも苦しんだんじゃないですか。いろんな状況の一つ一つ含めて、多分黙っていらっしゃると思いますが。この答弁一つ作るにしても、そのように感じませんか。感じる感じないの答弁はちょっと失礼なので、じゃ、正常か異常かどのように感じますでしょうか。他市町と比べてどうでしょうか。あえてちょっと聞きます。答えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）時間外の状況につきましては、毎年、総務省のほうが行っております公務員制度実態調査で広島県内の状況と比べまして、職員1人当たり月平均時間外勤務時間数というのが、広島県内と同程度あるいは低い時間数で推移しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）ごめんなさいね、私の質問の仕方が。残業が低いからいいとか高いから悪いとかじゃないんですが、あからさまにこれ数値的にはかなり跳ね上がっておりまして、非常に心配をしております。それで、この答弁の最後、今後ともですよ、これらの取組や衛生管理者の健康相談等の実施により、健康維持を図っていきたいと考えておりますと書いてあるんですけど、なっていないから私、質問出しているんですよ。今後取り組んだら更に増えていくんじゃないんですかね。何か、別にその衛生管理者の相談が非常にいいとか悪いとかじゃないんですが、職員はもう多分疲労困ぱいの中で、今、課長の答弁ありますけど、そもそも課長に答えていただきたくないんですよ。だって、職員の1人ですから。ですから、悪い意味じゃないんですよ。つらい状況だと思いますよ、課長も答弁するのが。これ、改善をするための原因を追及して、私、実は原因知っているんですけど、あえて言いませんが、改善をするための原因を追及して、抜本的な改革と

いう部分になってくると思うんですが、これ、こんな感じの答え、答弁でよろしいんでしょうかね。個人のケース・バイ・ケースですよと言うとるんですよ。それで、今後も職員の健康増進に図っていきたいと考えて、これ、町長答弁ですよ。町長、これでもよろしいでしょうか。生命と財産を守るのは町長の使命だと思いますよ。もちろん、職員と町長、生命と財産もちろん健康も含めて守っていかないといけない質問に対して、健康維持を図っていきたいと考えておりますというて、考えとるだけで済むような問題なんでしょうかね。あんまりこれ、深いですけど、余りにもちょっとこれ、ない、軽いとかないよ、これ、こんな答弁は。私、一生懸命これを作って出しとるんよ。これはひどいわ。町長答弁ですよ。ほんまに本気で職員のことを守っているんですか。ちょっとそこで答えてください。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）何をもって正常か異常か、その基準というのは明確ではございませんが、我々も職員を守るため、健康を守るため、家庭を守るため、精一杯いろんな施策を打ちながら努めておるところでございます。我々も今、町長答弁にありました特定事業主行動計画に基づいて目標を定めて、なるべく時間外をしなくて済むように、また年休を取って家族サービスができるようにと努めておるところでございます。これにつきまして、今後も十分に行って、職員の健康管理には努めてまいりたいと考えておりますし、病気休職者等につきましても、まずは相談しやすい環境づくりというのが、まずはそこから始まるのだらうと考えております。そういったことを踏まえ、公認心理士も今年度雇用させていただきながらやってきたところでございます。更に、衛生管理者等を含め、心身、心と体、こういったところのフォローもして、職員が安心して働ける環境というのを作ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）最後ですけど、部長もこの職員の1人に入る役職になっておりますから、副町長、今年、今年度ですか、来られて、今現状から始まるわけですが、今、丹羽部長もすごくいいことをおっしゃってくれてるんですけど、現実と向き合いながら、是非、本当、是非職員の健康を含めた、いわゆる職員をいじめないでほしいですね、そういう意味で言うと。守ってほしいです。そういうことを含めて、副町長、そういう気持ちで取り組んでいただけるかどうか、町長聞いたけど、答えなかったから、副町長のほうで答えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（今岡）総務課長、総務部長と答弁をさせていただきましたけれども、やはり、時間外が多いこと、それから休職者が多いということは私ども非常に危機感を持っておりまして、抜本的な取組というのをしていかなければならないというふうに考えております。それは先ほど答弁させていただきましたことに加えまして、やはり、分析のところで、個々の、職員個々人でそのケースが違ふと申し上げましたけれども、単純にその仕事の問題だけではなくて、家庭でありますとか、あるいは職場の人間関係とか、いろいろなものが複雑に入り交じっている部分もありますし、そういったところをやはりきめ細かく気にしながらうまくやっていく必要があると、注意深く見ていって、そこをうまく解きほぐしていく必要があるというふうに考えております。それはもちろん専門家の力もお借りしながらではありますけれども、私が中心となって、まずは管理職のほうで風通しのいいというか、コミュニケーションをうまく図りながら、きめ細かい一人ひとりに対応した取組というのは、少し、できる限りちょっと努めてやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）最後なんです、12人を減らせとかじゃないんですよ。もっとたくさんそういう予備軍になるような人の状況の職場の環境じゃないんですかというのが本質なんです。ですから、そういったところを含めて抜本的に改善をしていくように取り組んでいただきたいという質問をしているんです。なので、ケース・バイ・ケース、12人の方どうかしますということでは、もちろんそこも大事ですけど、今後、いわゆるそういった方が含めて、働きやすい環境にして、海田町のために町民のために動いていただきたいという思いで質問しました。ですので、そういったところの数値を少なくするか目標とかじゃなしに、まず、その職場の雰囲気づくりから変えて、海田町に目を向けて、町民のほうにしっかり目を向けて取り組んでいただきたい、そのように私言わせていただいて、質問を終わります。

○議長（桑原）9番、下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。2点質問いたします。

まず第1点目、災害復旧工事について。平成30年7月の西日本豪雨災害の復旧工事については、当初計画では3年以内に完了すると執行部は明言し、予算処置においても国の激甚災害指定を受けた中、令和3年度中に終了しなければならない。しかしながら、

計画の甘さや進捗のもたつきから、今年度中の完了は見通せず、一部工事の積み残しの可能性が高いことは問題である。土木災害復旧費については、令和2年度支出額3億1,700万に対して4億2,700万が3年度に繰り越されている。甘い計画や見通しに加え、工事を管理、調整する職員数の不足が原因である。特に大きな被害を受けた三迫川、西ノ谷川及び支川の工事遅れは深刻である。三迫川については上流域を済ませ、現在、中流域を工事中だが、現在の工事体制で下流域及び町道6号線の復旧が年度内に終了するか、見通しがついていないのではないかと問う。西ノ谷川及び支川沿いの町道6号線及び137号線について、災害復旧工事が1年以上ストップした状態が続いている。質問します。

1、川沿いの町道護岸復旧工事については、先に県が入札等で業者を決め、町もその同じ業者を使っている。そのやり方は費用面では効率的であるが、トラブル等で計画に遅れが生じたとき、うまくリカバリーできないことがある。臨機応変の対応が必要ではないか問う。2、西ノ谷川及び支川について、全ての復旧工事が完了していない状況で契約を打ち切ったことは問題であった。長く工事が中断していることや仮復旧のため、今夏の大雨で再度壊れたことに地域住民は行政不信を強めている。打ち切った工事業者は施工能力も高いので、つなぎ止めておれば、工事業者がいないと今頃悔やむこともなかった。引き止めておくべき業者を切った理由と妥当性を問う。3、町道6号線と137号線の3本の橋の架替えを含むインフラ強靱化避難路確保計画については、令和2年度当初予算に1億5,000万円が計上されたが執行が遅れている。予算は単年度主義であるにもかかわらず、やっこの10月、入札に付され、不調に終わっている。分割発注で行われているにもかかわらず、なぜ10月まで一度も入札すらされなかったのか、理由を問う。今後のスケジュールについて、高岸1号橋架替えと町道137号線張出し部分は今年度中に、町道6号線災害復旧工事と出合橋の架替え等は来年度以降と聞くが、具体的計画を問う。いずれにしても、今年度中に工事契約ができなければ、事故繰越しにすらできず、失効することになる。見解を問う。また、県は、来年夏に砂防ダム工事を開始するが、本工事の遅れが県の工事に影響を与えることはないのか問う。つまり、ことになれば、平常時業務に、更に災害復旧及びインフラ強靱化業務を追加でこなす必要があるにもかかわらず、担当職員を減らした人事が問われることになるのではないかと問う。

2点目、立地適正化計画について。人口減少時代に対応し、インフラ整備や医療介護にかかるコストを抑制する目的で、郊外への拡大を抑制しながら、駅周辺や中心市街地に都市機能を集約させ、交通ネットワークで結ぶこの立地適正化計画は、周辺部の切捨

てだとの批判を受けて計画を取りやめる自治体が出るなど、地域間格差を助長し、行政の不公平性を生じさせる。県内9町のうち、唯一、海田町は作成に踏み切り、言わば虎の尾を踏んだわけで、十分な検証と住民等への丁寧な説明が必要だ。質問します。1、海田町は子育て支援や暮らしやすさを追求するなど、人口増加策を取り、現実に居住域は周辺に向かって膨張し、人口増状態にある現在、都市の縮小政策を取ることは矛盾している。見解を問う。安芸郡のほかの3町にはこの縮小政策の予定はなく、バランスが崩れるのではないかと問う。2、居住や都市機能を誘導する手法について、区域外での開発や建築行為は事前届出義務がある。理由は動向把握のためとされている。届出義務だけで誘導は不可能で、実効性ある具体的手段を問う。3、都市機能誘導区域については、海田市駅周辺を中心拠点とし、寺迫、畝を地区拠点として2地域が指定されている。駅北口の一帯は高齢化により空き家や駐車場が目立つ。都市機能誘導区域にふさわしいよう、市街地再開発の検討の必要性を問う。地区拠点のど真ん中に相当な面積の工場があるが、都市機能誘導区域としての整合性・適性を問う。地区拠点に対し、都市機能誘導区域の適性を保つために、東部地区の交通結節拠点を新駅と初めて明記された。その実現に向けた道筋、戦略を示していただきたい。まちの中心に位置し、商業施設・医療機関が集中し、保育施設も新設される西浜・曙・幸の一帯が都市機能誘導区域から外れるのは町民感覚とずれている。どう説明するのか問う。東公民館建替えについて、所管の教育委員会は立地適正化計画と整合性を図ってと述べている。地区拠点の範囲内では現在地しか可能な場所はないが、周囲はハザードマップで3メートル以上の浸水想定区域である。どのように取り組むのか方針を問う。居住誘導区域と都市機能誘導区域を結ぶ交通ネットワークについて、地域公共交通計画との整合性をどう図るのか。今、海田市駅を起点としているが、地区拠点起点の交通網をどうするのか問う。4、この立地適正化計画の実現には膨大なエネルギーとコスト及び町民の理解・協力が必要不可欠であり、机上の空論と化すおそれがある。町長得意のバックキャストにより取組方針を示していただきたい。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。

災害復旧工事についての御質問でございますが、1点目については、県の災害復旧箇所に対岸に町の災害復旧箇所がある場合、県の受注者と随意契約することで、効率的に工事を実施してまいりました。しかしながら、県側の工事で問題が発生した場合などは、

町の工事に対する影響を最小限に抑えるため、町が問題解決に向けて積極的に関係者間の調整を図るとともに、場合によっては工事内容等についても見直しを検討するなど、臨機応変な対応に努めております。2点目については、県の工事契約が変更されたため、関連する町の工事についても契約内容を変更したもので、地元調整に時間を要している箇所に着工のめどが立たないことから、当該箇所を除外し、工事を完了したもので、やむを得ないものと考えております。3点目については、事業用地の取得に時間を要したことから、工事発注が10月になったものです。今後のスケジュールについては、今年度中に高岸1号橋の架替えと隣接する道路のインフラ強靱化に取り組み、その後、張出し車道の撤去に取り組みます。また、出合橋の架替えについては、来年度以降の着手を予定しております。次に、工事の予算の執行についてですが、国の査定を受けた災害復旧工事は事故繰越しで対応しているため、今年度内の完成に向け、鋭意取り組んでおります。インフラ強靱化工事については起債事業として取り組んでいるため、契約状況や工事の進捗状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。次に、町の工事の遅れが来年度の夏から予定されている県の砂防ダム工事に与える影響についてですが、工事用道路として利用する町道137号線のインフラ強靱化工事の一部は今年度内に完成予定であること、また、工事用道路として利用するに当たり幅員が不足する箇所については、県が別途対応策を検討していることなどから、町の事業が県の事業に直接影響を与えることはないと考えております。また、業務の執行体制につきましては、昨年度末に急きょ辞職があり、今年度において人員確保策を講じましたが、結果として人員確保ができず、欠員を生じたため、このような体制としたものでございます。災害対応等に従事できる町の土木職員は限られた人数のため、職員の負担感を軽減する観点から、様々な業務の効率化に取り組むとともに、引き続き、災害復旧及びインフラ強靱化について、県と連携を図り、整備促進に取り組んでまいります。

続きまして、立地適正化計画についての質問でございますが、1点目については、海田町の将来人口は、第5次海田町総合計画の推計では、令和12年まで増加傾向が続き、それをピークに減少に転じると予測しています。町全体で見れば、町の東部地域のように、住宅開発等により人口が増加している地域がある一方で、海田市駅周辺のように空き地や駐車場により将来的にも人口減少が見込まれ、拠点性の低下が懸念される地域があります。このような地域の課題や実情を踏まえ、居住や都市機能を適切に誘導し、誰もが健康で便利に安心して暮らせるまちの実現を図るため、第5次海田町総合計画との

整合を図りながら、長期的な展望に立って計画づくりを進めているところでございます。

2点目については、国の補助制度などを活用し、中心拠点や地区拠点への民間施設も含めた施設の立地誘導を図るとともに、都市基盤整備や空き家の利用促進、子育て支援や高齢者支援等に関する施策を通じて、住み良い・住んでみたい環境づくりを行うことで、計画の実効性を高めてまいります。また、居住や都市機能の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、町が必要な勧告を行う制度がありますので、適切に制度の運用を図ってまいります。

3点目については、市街地再開発事業も有効的な整備手法の一つですが、小規模での区画再編を可能とする新たな整備手法である民間主体の小規模連鎖型区画再編事業の活用も望まれるところです。当該事業については、今後、広島県において全県への展開が予定されておりますので、本町においても計画の中に位置付け、関係者の意向を踏まえながら取り組んでまいります。

4点目については、現在、町民センターや東公民館のほか、学校施設などの都市機能が集積する曾田・寺迫地区と大型商業施設が立地する畝地区は、海田町東地域における生活中心地となっています。現在の集積状況を生かし、今後とも、生活中心地としての機能を維持・発展させていくためには、曾田・寺迫・畝地区を一体の区域として捉え、都市機能の維持・誘導を図るべきであることから、隣接する準工業区域も含めて、都市機能誘導区域を設定する考えです。

5点目については、新駅の誘致の検討に当たっては、来年度以降、現況調査、将来予測や施設整備の検討など、より詳細に調査・検討し、J R西日本とも十分な調整を図りながら、費用対効果や物理的な面も含めて、実現の可能性について見極めることとしております。

6点目については、本町の中心拠点である海田市駅周辺とそれを補完する地区拠点として多様な都市機能が集積し、古くから海田東地区の中心的な役割を担っている曾田、寺迫及び畝地区において都市機能誘導区域を設定し、拠点性の向上を図ってまいります。

また、県道矢野海田線の沿道を中心とした西浜・曙町・幸町の一带については各拠点を結び、都市機能や都市空間の連続性を高めるための都市軸として位置付け、都市全体の快適性や魅力の向上と活力ある都市の実現を図ってまいります。

7点目については、立地適正化計画に基づくまちづくりの方針に沿って、論点となっている公民館を含めた地区の拠点となる施設の整備の検討を始めたいと考えております。その中で場所や機能などについて検討していくこととなりますが、日頃、多くの方が活用される施設となりますので、立地適正化計画における都市機能誘導区域内にあるのが望ましいと考えております。このため、来年度から拠点施設の整備方針について検討をしてまいります。次に、

8点目については、海田町地域公共交通網形成計画では、中心拠点である海田市駅を交通結節点とし、地区拠点である東公民館を乗り継ぎ拠点として位置付け、地域公共交通ネットワークを形成することとしており、立地適正化計画においても、その計画の趣旨を踏まえ、公共交通等に関する施策を記載することとしております。また、来年度以降の新駅の誘致に関する詳細な調査・検討により、実現可能との結論が出れば、これまで海田市駅を中心とした公共交通体系であったものを見直し、地区拠点と東部地域の住宅地を直接的に結ぶバス路線の再編について、改めて検討する予定でございます。9点目については、計画の実現のため、関係機関との連携を密にし、町民の皆様の御理解と御協力を得ながら、国の補助金等を最大限活用し、各種施策に取り組んでまいります。また、PDCAサイクルの考えに基づき、計画に定める目標指標や誘導施策の進捗状況について、把握・検証し、必要に応じて計画を見直すことで、計画の実効性を高めてまいります。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） まず、第1点目の災害復旧ですけれども、3年前の西日本豪雨災害の復旧と、この西ノ谷川、西ノ谷川支川については、インフラ強靱化ということで令和2年度に1億5,000万計上された二つの工事があるわけです。その災害復旧工事のほうからいくと、例えばこの12月の広報、この中に9ページ、災害復旧インフラ強靱化事業の進捗状況、これが載っとるわけです。この中で西ノ谷川、町と県の工事完了、もう終わりましたとなっているわけですよ。終わってないじゃないですか。町道6号の出合橋から上流に向けて、二、三十メートルの区間、終わってないですよ。そのところというのは、町長もよく御存じの近所の方が避難途中で遭難された場所です。3年前に豪雨で道路が陥没してしまって、避難しよったら、あるべきはずの道路がなくなっていたと。そこへ踏み込んだときに、その方はすうっとのみ込まれるようにのみ込まれて、数日後に坂の沖で発見された、その遭難場所ですよ。いわば、この災害復旧の一丁目一番地じゃないですか。そこ、もう工事終わったんですか。今年の7月の豪雨でどうなったか。道路に大穴が空いたじゃないですか。のぞいてみたら、中には土のうが詰まっている。あれは仮復旧工事じゃないですか。何か応急処置やったけど、また8月の豪雨で、大雨で、また崩れて、また手直しやっとなる。あれで工事終わったんですか、もう、災害復旧工事。それ、どうなんですか。

○議長（桑原） 建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）ただいま、議員御指摘の町道6号線の出合橋よりも上の区間につきましては、来年度以降にインフラ強靱化計画、インフラ強靱化の工事として取り組んでまいる区間でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）それはあなたたちが勝手に計画を変更してやっとするだけで、地元の人なんかそういうのは分からないからね。ここで100パーセント、西ノ谷川沿いの工事が終わったとなったら、その工事はもう完了したと見ているわけですよ。そして、また壊れたからやね、手抜き工事だ、欠陥工事だいうてみんな言っていますよ。中には、その大穴の空いた中に土のうが見える写真を持ってきて、下岡さん、これ、どうなっとなるんですか、手抜き工事やないですか、言う人もいるしやね。わざわざ下のほうから、電話してきて、散歩に行ったけどやね、あそこまだ直ってないじゃないですか。いつ直すんですか。そら、インフラ強靱化計画に振り替えたのはあなたたちが勝手にそうやっとするだけで、地元から見たら、あのときに壊れた、しかも、町内で直接的にお亡くなりになったその遭難場所が復旧工事がされてないんですよ。それでここに、よう西ノ谷川100パーセント完了いうて載せますね。誰がこれ、載したんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私のほうからちょっとお答えさせていただきます。今御指摘のところは、主幹が申しましたように、改良計画があります。もともとは災害復旧でやるということであれば、現況どおりその形で直すというのが災害復旧でございますが、御存じのとおり、あそこの出合橋は架替えを考えております。架替えに伴って、道路の高さもあの辺変わってまいりますので、現況のままではちょっとできないということで、改良計画に変えて整備のほうをさせていただいております。そういったことで架替えのときに、また再度やるということになりますので、言われるように、土のうで、穴が空いたところを土のうで応急的な修繕だけで、30年災害のときには対応のほうをさせていただいております。そのことが、今回の7月、8月の大雨のときにちょっとまた穴が空いたということで、また応急復旧のほうはさせていただきましたが、どうしてもそこは災害復旧工事、国の補助金をもらってやるということにはちょっと合致いたしませんでしたので、この度そういったことでインフラ強靱化計画で、もう少し一つ先にはなりますが、工事のほうをさせていただきますので、そのときはよろしく願いいたします。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）私が言っているのは、そんな内容はもう聞いて知っていますよ。町民が知らないと言っているんですよ。あなたたちは何の説明もしてないから。だから、工事がここに、しかも西ノ谷川100パーセント完了になつとるから、これ見たらますますそう思いますよ。工事完了になっているのになら、終わってないじゃないかと。このタイトルをこれ見えていますか。災害復旧インフラ強靱化事業の進捗状況、災害復旧だけじゃなくて、今言ったね、振り替えたインフラ強靱化事業の進捗状況も含めて書いとる話ですよ。インフラ強靱化、今も言ったように、来年度以降だと言つとるじゃないですか。100パーセントじゃないです。だから、記載内容が違うだろうと言っているわけ。災害復旧、インフラ強靱化、両方の事業の進捗状況なんです。災害復旧だったら、今言った部長が説明したように、振り替えたから災害復旧としてはこれはやりません。インフラ強靱化計画に振り替えました。それで通るかでも、両方の事業の進捗状況になつとるじゃないですか。それを合わせたら、これ100パーセントじゃないでしょう。九十何パーセントになる。そこがうそだと言っているんです。うそだと言われて反論できますか。うそでしょう。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、御指摘ありましたように、少しやはり説明のほうがり足りなかつたかなという具合にちょっと感じておりますので、次回からはそのところはしっかり修正のほうをさせていただきます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）1か所、現在、ちょうど西ノ谷支川で市街化区域と調整区域のちょうど境の市街化区域に入ったところの町道137号線の復旧工事やっているけども、これがまさにここで指摘しているように、工事業者がもう工事終了しといて撤収するときに、何であそこやらのやと言ったら、町が契約を打ち切ったんじゃないと言つとるわけ。そして、御丁寧にやね、この5月に県の工事とは切り離して町道側だけね、入札をかけたじゃないですか。580万で業者が落として、今、12月、本当なら9月までにやる工事を今頃やつとるけどもやね、遅れて、ね。それだって、方針転換するんなら、その工事業者に最後やらせりゃよかったんですよ。なぜやらせなかったんです。やらしとりゃ今頃やね、今年のまた7月災害でそれも土のう積んどるだけだから、崩れそうになったから、また手入れてからやね、御丁寧にやつとるし、そのときに部長なんか、近所の住民からぼろくそに言われたじゃないですか。早うやらんから危ないじゃないかといって。それ、何

でその工事業者と契約を打ち切るときにそこをやらさんかったんですか。今、単独でやらせとるじゃないですか。だから、そのことを言っとるわけです。臨機応変にやるべきだったんじゃないのかというて。それができてないから指摘しとるのになら、臨機応変にやってまいります、これからの話じゃない、これまでの話ですよ。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）そのままその業者にやらせたらええじゃないか、そう思いますよね、私もね。ですが、それができない理由、議員さん御存じだと思いますよ。ここの場で私は言えませんが、御存じな上で御質問をされとるということで、私はここに今こういう書き方で、今言っております。あのまま、その区間を地元調整ができていませんから、今もできてないと思います。今も。ですが、町の道路のところだけはどうか早くやらなかったら、地区の住民の皆さんが大変御迷惑だし、地元の方が怒ってきちゃったですよ。御存じですよ。その方のこともよくおっしゃっていましたから。その方がどうおっしゃっていましたか。ここでは言えませんが。どうしてそのままできんようになったか、それはここでは言えませんが。それは、やはりあのままの状況であれば、工事の着手のめどが立たない。だから、あの区間を外して工事内容を変更して完了させて、今、町内業者に、町の側だけを工事をしていただいております。今の町内業者も一生懸命やっております。いっぱいいっぱいですよ。いっぱいいっぱい。だけど、どうか彼らも努力してやっておりますので、年度内、年度内というか、工期内の完成を今目指してしっかりやっておりますので、できるだけ早くあの区間については、工事のほうを完成させたいという具合に考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）言っとるのは、今はやり出したよ。今とそのときの状況と変わってないのにならやね、今できるんだったらなぜそのときにやらんかったんかと、それを言っとるわけですよ。状況の変化ないじゃないですか。何か言えんような理由があるとか何とかかんとか言うけども、町道側のことを言っとるんよ、町道側のことを。町が発注する工事について言っとるわけよ。町と県が管理する川との話じゃけ、関係者いうたら、県と町だけの話じゃないですか。何が言えん理由があるんですか。ほかのことを言っていないですよ。町道の工事のことを言っとるんです。町が担当する。それが今になって、何でそのときにできんかったんかと言っとるわけですから。方針を、じゃけ、同じところを対岸側も含めてやるという原則では難しいから、単独で町道側だけやるべきじゃないか

という、今やっとするじゃないですか、町道側だけ。そのことを言っているんですよ。いかにも工事業者がどうじゃこうじゃ言ってから、何かいわくありげに言っとするけども、今やっていることが何でそのときにできなかったんかというて聞いているだけです。余計なこと何も聞いてないですよ。言えん理由があるみたい、何か思わせなことを言うけども、部長。それ、どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）御質問は、あの時あのままあの業者を使って、施工能力の高い業者を何で使ってできなかったんかということですから、あの当時のあのままの状況では着工のめどが立たないから、契約を変更して、いったん終了させた。それから、改めて、町のところだけできる業者を別に入札にかけて落札をしていただいた。それが違いでございます。もう一度言いますよ。あのとき。

（「もう、いいよ」と呼ぶ者あり）

○建設部長（久保田）もうええよ言うてから。

○議長（桑原）勝手にやり取りしないように。

○建設部長（久保田）あれですよ、御質問はあの時あの業者でそのまま施工能力が高いんだからやればえかったじゃないかというて言われたんです。あのままじゃったら、着手のめどが立たないから、一旦やめた。それが答えでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）いいですか。財政的にもね、その時の激甚災害指定を受けているから、補助率が九十何パーセント、ほとんど100パーセント近くね、国が補助、面倒見てくれるわけですよ、補助率の高いのね。今、そのチャンスを逃したから、今回でやる財源というのはこのインフラ強靱化の起債100パーセント、補助率70パーセント、30パーセントを町が負担しなきゃいけないじゃないですか。30パーセント分、早く言ったら、本来、国が面倒見てくれるものが町がやるという形になっているじゃないですか。契約打ち切ったからね。令和2年度から令和3年度に事故繰りできなかったじゃないですか、西ノ谷川支川は。だから、激甚災害の事業として高い補助率で使えないから低い補助率のものでやっすると、今、現在ね。町、マイナスばかりじゃないですか。町は負担が増えるわ、近所の住民はね、何をぼやぼやしとるんやって、何を今頃って、早う、何でできんのやという話になっとなる。何かしらん理由があるみたいなこと言っとするけどもやね。周りから見とって、そんな理由なんかないと思う。まあええわ。次に、インフラ強靱化

1億5,000万。これは何分割かに分けて発注する計画ですね。高岸1号橋とその付随する道路と137号の張出し部分の工事、これはこの前、2か月ぐらい前の総務建設委員会で、本年度中にやります、説明しましたね、私が質問したときに。それ以外の今の町道6号の今まさにさっき言った、町道6号の部分ですよ、出合橋の上流に向けての部分と出合橋は来年度以降、こういう説明聞いていますけども、今もそれに変更はないんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）御説明しましたとおり、現段階では、高岸1号橋は年度内、それから張出し歩道の撤去もできる限りそこを目指していきたいと思いますが、最悪、張出し歩道のところはちょっと落とせんかったら、できるだけ早い時期にやっていますが、それから、出合は来年度を考えています。出合の1号ですね。来年度以降を考えています。2号についてはもう少しちょっと後になりますが、この順番でやっていくことを考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）この予算は令和2年度ですね。令和2年度、だから今年度に繰越しされとるわけです。で、今年度に完了しない場合はどうなります。ちょっと、財政のほう詳しいでしょう。今年度に完了しない場合、工事を発注したケースと工事を発注してないケース。今、出合橋等については来年度以降ということですから、来年度以降発注されるという工事について、その財源、どうなります。1億5,000万は使えますか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）予算制度についての御質疑でございますが、現在、令和2年度から令和3年度に繰り越している繰越明許費の予算について、次年度に繰り越せるかどうかについては、現にもし契約をしてあれば、制度的には事故繰越しという選択肢がございます。未契約であれば事故繰越しという形は取れませんので、また新たに予算を組み替える形となります。

○議長（桑原）質疑じゃなくて、質問ね。下岡議員。

○9番（下岡）ということですから、今の高岸1号橋の部分については、入札、11月に再度入札やって業者が決まって契約したということですから、3月までに終わらなければ、事故繰越しね。それと、今、部長微妙な言い方したけども、その下の137号の張出し部分についてはぼかしたけども、この前の説明では、今年度中じゃ言ったけども、どうも

怪しくなっている。その入札をかけて工事業者が決まれば事故繰越しできる。入札すらしなかったら契約がないから、もう予算執行、不調、そうなりますね。間違いはないですね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今の張出しのところについては、ちょっとまだ具体的には言えませんが、いろいろ策を考えております。できる限り、予算を1回流すというようなことはないような形で今考えております。また、はっきり決まりましたら、総務建設委員会等でお話をさせていただきます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）だけど、出合橋とさっきの町道6号の部分ね、民間の民地が入る橋も含めた町道6号の何十メートルかの部分、これ来年度以降だから、入札も来年度以降だから、その予算の根拠がなくなりますよ、もう。不調になって1億5,000万、そういうことを言ったんですね、今、財政課長。不調にして来年度新たに予算を組むしかない、ということでもよろしいんですね、その解釈は。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）そちらの判断も私のほうでやっていきますので、今の状況を見ながら年度末までには適切な対応を御説明させていただければと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）だから、今言ったのは私は制度のことを言ったわけだから、もし出合橋、町道6号線の部分が来年3月までに発注されなければ、不調、予算を流して、来年度組むということになるよということを言っている。それに対して部長は適切に対処するいうけども、制度上のことを言っとるわけですから、制度上そうなるでしょうというて聞いているんです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私が答えます。そのとおりでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）今の出合橋だとか町道6号線の部分なんかいうたら、地権者ってね、どういう問題があったんですか。ここ地権者に不測のとかいうて言うけども、今の高岸1号橋だって、令和2年度当初予算、1年半入札にかかってない。確かに地権者10人近くいて、福山のほうにおるとか何とかかんとかだけでも、予算現年度主義でしょうが。そ

れならそれで、誰も文句言って反対している者はいないんですよ。手続が遅れただけじゃないですか、1年半何もしないで。予算現年度主義、議会に対しても当年度の予算は当年度に執行する、これが原則でしょうが。やむを得ず繰り越す場合、これ、例えば今の地権者との協議が難航したとか、災害が起きたとか、やむを得ない事由がある場合に繰越しができるんでしょう。やむを得ない事由じゃないじゃないですか。手続が遅れただけじゃないですか。あなたたちの怠慢が理由じゃないですか。だから、職員が不足しているからできなかったんじゃないのかというて聞いているんですよ。私らも本当はもっときつく言いたいけども、職員が少人数で一生懸命やっとするのだからやね、厳しいことは言えないからこういう場で言っているんですよ。明らかに職員数が足りないじゃないですか。ここで言ったように一般業務に加えて、令和2年度、3年度いうたら最後の追い込みの時期ですよ。災害復旧だとかインフラ強靱化。そのときに課長は部長が兼務、係長はいなくなって、この6月にもやったら、総務部長、10月に1人技術者を入れますとかなんとか言ったけども、どうなっているんですか、一体。職員数は全然足りないじゃないですか。足りているんですか。1年半もね、入札ができなかった理由というのは何なんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）高岸1号橋のことに限って、ちょっとお話しさせていただきますね。皆さん、いろんな意見の方がいらっしゃいます。地権者何人か複数おられますので。具体的なことは当然ここでは言いません。ですが、確実に1名の方はある条件を出されて反対されました。合意に至りませんでした。その方と合意に至ったのは今年度に入っております。当然、その方とは私も直接お話をさせていただいております。今、言われるように、決して本意で、議員さんが怠慢とかいうて言われたのが本意じゃないと思っておりますので、決して職員は、私も含めてええ加減な形で仕事もしてないし、真面目にちゃんとやっております。やはり、その方とのお話も含めて、地権者複数ございますので、御理解いただくのには少しの時間がかかった。それらの方の契約の見込みが大方、実際には10月に契約をしておりますけど、9月頃にはついたので、契約前ではございますが、工事の入札をかけた。10月にかけた。ですが、不調になった。2回目の入札をかけた、11月に。ようやく町内業者が1者だけ取ってくれた。ほかにも入札に応じてくれたところもありましたが、やっと応札に応じて入札させていただいております。ですから、皆さんには御説明させていただきますが、決して職員が怠慢だったとかそういう

ことではございません。職員一生懸命になって、地権者の方に御理解いただく努力をしておりました。その方の御理解がいただけたのが6月だったかな、今書類で見たら。もうちょっと後でしたかね。ようやく御理解いただけたので、それからすぐ出した。だから10月になったということでございます。

○議長（桑原） ちょっと待ってください。部長が兼務しているんじゃないか、マンパワーが足りないんじゃないかという答弁なっとらんじゃない。総務部長。

○総務部長（丹羽） 土木のほうの技術職員が足りないのではないかとということでございますが、町長答弁にありましたように、今年の春、3月に急きょ技術の職員が退職しまして、もうどうしようもなかったもので、現体制で建設部のほうの体制をこのようにしたものでございます。ただ、10月中途採用、募集をしたんですが、これも採用に至らなかったということで、来年の4月に2名ほど募集をかけたんですが、こちらのほうも1名今内定を出しておるところでございます。また足りないものについては、再度募集をかけて、来年度充足するような採用の方法を取ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 私は個々の職員が怠慢だとか言っているんじゃないんですよ。組織が怠慢だと言っているんですよ。今、部長、どう言った。採用かけたけど集まりませんでした。人手不足状態が続いとるということを認めとるじゃないですか。高岸1号橋はそうだったかもしれないけども、分割、3分割か4分割する、ほかのところの張出し部分なんていったら、地権者なんていったら、県と調整すりゃ済む話じゃないですか。もっと早くなぜ出せなかったんですか、分割でやるんなら。今、この、もうこの高岸1号橋が始まったから、同時には今の張出し部分はできないから、後、その後になるんだと思うんだけども、先にやりゃ良かったじゃないですか。地権者も何もないんだから。それと、さっき言った犠牲者が出た町道6号のところなんていったら、地権者いったら、1人ぐらいしかいないじゃないですか。その地権者も協力してくれる話でしょう。何でそこ、ずっと出していないんですか。来年度以降になるんですか。そこがほいじゃけん、みんな納得できてない、地元は。いや、いわば、災害復旧の一丁目一番地ですよ。亡くなられた方のまさしくその遭難場所、1年目にはそこであれやったじゃないですか、追悼式を、その近くで。そこができてないというのがおかしいと言っとるんですよ。じゃけ、さっきも言うたように、そこの西ノ谷やった府中町の工業者にその工事をやらせりゃ良かったじゃないですか。入札をかけりゃ、多分、その工業者、もう現場、仮設事務所が

あるからやるでしょう。なぜそういうアクションを取らんかったんかと。それはどうなんですか。

○議長（桑原） 部長、端的にお答えください。建設部長。

○建設部長（久保田） また、ちょっと同じような、府中町の業者がいう話になっていますが、それはもう無理です。そういう判断をしたから現在のように取り組んでおるものがございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 押し問答だけでも、それは無理ですよ、今無理よ。だから、何でそのときにそうせんかったんかと言っとるんよ。工事業者が不足するのはもう目に見えとった話じゃないですか。優秀な工事業者、切ったのが間違いだったというて言っとるんですよ。

次、立地適正化計画。今、立地適正化計画の概要があらかた出てきたんですけども、やっぱり一番の問題点は人口増状態であって、海田町は、先ほども子育ての話が大分出てきていますけども、近隣の市町、府中町、坂町、熊野町、皆一生懸命子育て支援に力を入れてやっているじゃないですか。それは何か。若い子育て世代へ、海田町にそれぞれの自分の行政エリアに来てほしいからでしょう。坂町なんか更に子育て世帯には何十万とか支援金か何かを出したりしてから、一生懸命やっている。そういうことを一生懸命やっとなら、なぜ都市の縮小政策やるんかと。確かに居住誘導区域というのはいろいろ案があったけど、最終的に市街化区域の中のレッドゾーンのけた、それから、工業地区をのけた所だということで、できる限り広げたけども、問題は都市機能誘導区域です。都市機能誘導区域。駅周辺と、駅周辺を中心拠点、地区拠点として寺迫、曾田、畝地区をやるということで、ここにも書いていますけども、光と影と。それはその地区の人はね、都市機能、商業施設であるとか医療機関、老人介護施設、子育て施設が集約されるから便利になるからいいですよ。だけど、それ以外の地区の人、今の町長の近くで、今、都市機能が相当集約されている地区、外れるわけですから、ね。行政は一生懸命、今の中心拠点、駅とか寺迫とかその辺りへ施設を誘導しようとしているわけですから、将来的に。なぜか。将来人口が減ったときに、今のまま持ちこたえられないだろうから、そういう都市機能も集約しますと。国のガイドラインですよ。それに沿ってやっているからそうなるんですよ。何で海田町がこんな都市機能誘導しなきゃいけないんですか。利便性損なわれますよ。今の都市機能誘導区域以外のところに住んでいる人は、例えば、町長の近くだって、スーパーだとか医療機関があるけどですよ、将来、人の流れがそこ

じゃなくて、駅だとか寺迫、畝のほうに行くように誘導しますと、これが立地適正化計画じゃないですか。人流から外れたら幸町だとか曙だとか西浜だとかその辺の商業施設とか医療機関なんか、お客さん来んようになるでしょう、都市機能のほうに行っちゃって。さびれるじゃないですか。長い目で見たら。何でそんな政策をやるのかと言っているんですよ。何でやるんです、都市機能。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまのことについて御答弁いたします。まず、今回、都市機能誘導区域につきまして、中心拠点である海田市、そして地区拠点である曾田、畝、寺迫、そういった所に置きましたのは、現在、確かに海田町は利便性のいい町である。ただ、これをこのままの状態でございますと、いずれ、現在、海田市駅も拠点性の低下が懸念されているところでございます。そういう中でそういった都市機能をある程度集約して、そして、中心拠点とその補完的な地区拠点を位置付けることで、それをまた、更に、公共交通で結ぶことによって、高齢者の方、子育て世代の方、そういった方々にも利用しやすいようにという考えの下に、今回、立地適正化計画を立てるものでございます。先ほどの人口増加の市町においてなぜ必要なのかということですが、やはり、地区地区においてそれぞれの事情が異なります。ですから、それぞれにおいて、分析、課題を整理して、地域の実情に合った対策を取る必要があるということで、これについては国の指針においてもそういった考え方が提示されております。いうことで、海田町においてもそういった考え方に基づいて、居住機能であったり、都市機能であったり、そういったことを適正に配置する必要があると、このように考えているものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）まず、今の答弁で二つ問題がある。一つ、人口減少、人口減少と言っとるけども、この立地適正化計画が想定しているのは20年後ですよ。20年後の姿。今の人口見通しでは海田町20年後、今と人口変わらないですよ。人口今と変わらないのだから、拠点を集約してしまったら、その拠点以外の人是不便になるじゃないですか。それは都市交通ネットワークで結ぶというけども、少なくとも今の中心と思われる幸、曙、西浜辺りに住んどる人は不便になるじゃないですか。拠点を集約してから、その拠点外になるんだから。近くにスーパーや医療機関があったのが、駅やら、向こうの寺迫のほうとかに行ってしまったら、都市軸がどうかこうとか言うけども不便になるじゃないですか。そのことを言っているんですよ。集約する。まさしく今言ったように、人口の将来

予測、20年予測でやるんだったら、海田町独自の見通しでは今と変わらない、人口3万人以上になっている状況にあるわけですよ。なぜ、人口減を想定でやるのか。もう一つは、いみじくも言ったように、公共交通で結ぶんだとね。私らは三迫に住んどる者は、今の買物だとか通院だとかいって、そこ行っているのが寺迫だとかその辺りになるだけでやね、あんまり変わらないけども、今住んでいる、海田町の中心部の人にとっては大きな問題ですよ。公共交通使ってから駅へ行くか寺迫へ行くかするという計画じゃないですか。だから、地域のそれぞれの特性に合ってやると言うけど、まさしく光と影が生じる。その地区拠点になった地区の人はいいよ、光よ。それ以外の今のまさしく中心拠点、町長のところなんか、まさしくそうでしょう。町長、20年後、もう相当高齢になっているけども、近くに医療機関も商業施設もなく、駅だとか寺迫だとかあっちのほうに行かなきゃいけなくなりますよ。しかも、何を言うかいうたら、過度に車に依存しない社会、公共交通を充実させますと言っているけども、そのことを聞いたら、今、出てきたのが、今の海田町の循環バス、コミュニティバス、そのままでいくと。それで、新駅が具体的になったら、そのときには考えます。計画が不一致じゃないですか。立地適正化計画では新駅を造ってこうだと言っておきながら、片方では新駅が実際にそうなるんだったら、地域公共交通網を考え直しますと言うけども、政策としても都市機能誘導は始まるんですよ。寺迫だとか駅のほうへ誘導すると言っているじゃないですか。ほったら、それに合わせて、むしろその前にちゃんと地域公共交通網をそういうふうにしたようにしてくれないと困るじゃないですか。都市機能はそこ行ってしまったわ、公共交通は現在のままだとなったら困るじゃないですか。全くマッチングしてない。それはどうなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、先ほどありました西浜とか曙ですね、そういった県道矢野海田沿いを中心としたところです。今回、町長答弁でも述べさせていただきましたが、海田町におきましては海田市駅周辺を中心拠点、寺迫、畝、曾田を地区拠点というふうに二つに位置付けて、それらを結ぶ幹線道路、ここで言う県道矢野海田、それについては都市軸として位置付けまして、都市機能であったり、都市空間の連続性を高めるということで、決して都市機能、そういった施設の誘導というか、立地について決して否定するものではないということで、計画のほうでも書かせていただいております。また、新駅に伴うバスの、バスといいますか、公共交通網計画、これにつきましては、公共交通網

計画につきましては、現在の立地状況の中でバス路線も、路線バスであったり循環バスであったり、駅というふうな形での位置付けがなされております。ただ、今後、町長答弁もございましたが、新駅ができるというふうな結論、最終的な結論が出ましたら、それについてはやはりバスの再編ということがありますので、そのときになって、改めて計画のほうも整合を取っていくというような形になろうかと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 新駅の実現って、簡単におたくら前提条件に置くけどやね、それがどれだけ大変なことか、実際に携わっておられる方というのは、議員さんもいられるけど、大変なことなんです。簡単にそれが前提には、畝辺りをやね、地区拠点にするとかいう言っとるけどやね、できんかったらどうするんですか。そこを地区拠点にする根拠が失われるじゃないですか。だから、ちゃんとその新駅が実現する道筋、戦略を示せと言っとるんです。そうでなきゃ、これは砂上の楼閣じゃないですか。なるかならんか分からん。JR西日本のハードルは相当高いですよ。新駅を造って、利用者が増えんかったら、ランニングコストが回収できんから駄目だと言っとるわけでしょう。それをいとも簡単に新駅だといって、それを前提に地区拠点を考える。この計画の実現性、問題じゃないですか。どうなんです。

○議長（桑原） 端的にお答えください。建設部次長。

○建設部次長（門前） ただいまのことでございますが、曾田と寺迫と畝を一体として考える地区拠点といたしましたのは、曾田とかあちらのほうにつきましては、教育だったり、多様な機能がございます。また、更に畝のほうにつきましては商業機能ということで、これからのまちの発展を考えますと、それらを一体として取り扱うべきだということで、将来的なことも含めて、確かに、新たな交通拠点ということになれば、更なる発展が見込めるといふところでの考え方でございます。駅を大前提として地区拠点の形成ということで位置付けているものではないものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） ということで、先ほどから、例えば、都計審なんかでも全然出してきてないし、今、総務建設なんかでも、誘導手段、出してきておるのは届出制度だけ。居住誘導区域にしたって、都市機能誘導区域にしたって、開発行為や建築行為をやるときには1か月前までに届出を出せと。何のためといたら、状況把握、どういう計画があるか、それを把握するためだと言っているけど、それだけじゃないでしょう。具体的にいうて

言ったら、勧告制度があると言ったですよ。都市再生特措法第108条の第3項、市町村長は都市機能誘導区域外での届出義務の規定、又は前項の規定変更の届出があった場合の当該届出に関わる行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に関わる事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。要するに、何を言いたいかというと、今の都市機能誘導区域の中にあるその都市機能施設、その形成を図る上で不都合な場合は勧告することができる。現実には、例えば今の寺迫地区拠点の場合も、商業施設だとか医療機関だとか福祉施設なんかは20年後の姿は現在よりも一つずつ増やすという計画になっとるわけですから。例えば、今、三迫とか東地区がどんどん人が増えてきている。スーパーを、例えば今の三迫郵便局の近く、稲葉か東の入り口か辺りに出そうとした場合は、事前にその届出をしたときに、町としてどういう可能性があるか。今の拠点、地区拠点である寺迫なんかまだ1か所しかない。ここじゃなしに今の寺迫辺りやね、出すことを検討せえという勧告を出せる可能性があるという、この文書、これだけなら、何の具体的な基準も示されてないわけだから。この今の地区拠点に商業施設、あるいは医療機関なんかを出すのに支障になるじゃないかと、ここへ出されたら。そういつて行政が指導に入る可能性があるということと言っとるんですよ。こんなね、行政にとって都合のいい計画ってありますか。どうなん、その点は。絶対やらないと言えますか。やるかもしれんでしょう。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）あくまでも勧告制度でございますので、規制とか強制するものではございません。ただ、今回、こちらもし勧告するとすれば、法令、法律に基づいて、こういった支障があると認めるときということになりますので、まちづくり全体、町の将来的な都市づくりを全体を見て、それが支障になるかどうか、そのときはそれぞれ適切に判断してまいりたいと、このように考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）要するに、行政の行政指導、行政勧告で何でもできるような制度だということと言いたいわけですよ。理由を付ければ、それを認めないと。寺迫に造れという勧告だってできるような制度だということ言っているんですよ、法的に。そこが問題だと言っている。この立地適正化計画、今の言うように特措法ですから、やるかやらんか自由なわけですよ。だから、近隣の坂、府中、熊野、やらないじゃないですか。担当部

署は立地適正化計画をやりたかったみたいだけでも、上が予算を認めなかった、外注するのに。だから、できないんです。その辺のメリット、デメリットがよく分かっているからやね。やろうとしてるの、海田町だけです。こんな政策やったら、府中や熊野や坂との競争に負けますよ。だから、バランスが崩れると言っているんです。何で海田町だけこんな政策をやるんだと。何でやるんですか。町長、海田町は上がってきたら、予算をすんなり認めて、今、立地適正化計画、国のガイドラインに沿ってワンパターンですよ、もう、やっていることが。これは海田町のレベルの話じゃないでしょう。もっと大きなレベルの話ですよ。国から見たら。さっきの今の公共交通についても、自家用車に依存しない、車に依存しない、脱炭素社会だと、町長のSDGsの発想によく似ていますよ。車、だけど、地域公共交通が言っている循環バス、車じゃないですか。相乗りするか、自家用車で単独で行くかだけの違いで、自家用車に依存しなくたって公共交通にしたってね、車ですよ海田町の場合は。何が違うか、これ全体がもっと大きな都市を前提にしている場合、例えば、広島市なんかやっているけど、広島市なんかでは地域公共交通、車に依存しない社会という打ち出しができるわけですよ。鉄道、JRだとか電車なんか乗ってくれと。代替手段があるから。広島市の周辺部の区から中に来るときには車で来んと電車を使えとか、鉄道使えと、こういうことができるわけ。それと同じパターンで海田町が適用できるのかという話ですよ。地域公共交通を見直すにしたって、やっぱり車でしょう。総務部長、どうなんですか。さっき言ったように、新駅が実現可能だとして、地域公共交通見直すとしたときに、まさか電車なんか通らせるわけにいかないでしょう。話が飛躍し過ぎとる。脱炭素社会で車に依存しない社会って、今、世界的にそんな技術なんかないじゃないですか。確かにエンジンはやめてね、CO<sub>2</sub>を排出したりするから。脱炭素じゃから。出さないモーター、車ですよ。話がすごい飛躍している。どうなの、今の、地域公共交通。車に依存しないで地域公共交通形成できますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、周辺の市町、安芸郡という形で特定するつもりはございません。県内での町レベルの話ですが、各担当者、いろんな形で聞いておりますが、今後、海田町は先んじてやっておりますが、それについては、今後、取り組まれるのではないかという印象は持っております。また、今回、市域の大小、大きい、小さいというふうなレベルではございません。それぞれ各地域においては、それぞれ、更に細かく地域において様々な課題であったり、問題点があります。それについて適切な居住であったり、

都市機能の配置を考えていくべきだということで、これについては、県、国、そういったところが先頭に立って、そして、日本全体的に取り組むべきものとして考えられています。ということで、これにつきましては、実際に今後のことになりますが、様々な施策を打つ中で、かなり手厚い国の支援等もございますので、その辺につきましては、町としても積極的に情報収集して、可能な限りの活用を図ってまいりたいということと、あとは交通アクセスのことですが、これにつきましては可能な限り公共交通で、皆さん、やはりお年寄りの方、子どもの方、子育て世代の方、そういった方々がそういった生活利便施設に容易にアクセスできる環境というのが、やはり目指すべきところだと思います。決して、自動車交通を否定するわけではございません。これを過度にそういったものに頼らないように、できるだけそういうふうな公共交通というものを視点においたまちづくりを進めていく必要があるということで申し上げたものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 過度に、過度にいうて言うけど、それ以外にどういう手段があるんですか、車以外に。そりゃ、自転車や徒歩、バイクだということがあるだろうけどもやね、重たい荷物持ってから、自転車だとかどうとか行かなきゃいけないわけですよ。それはみんな車使いますよ、買物なんかしたりするのに。子どもなんか乗せて走るのに自転車で危ないじゃないですか。車のほうが安全ですよ。こんな、よく考えもしないで勝手に過度に車に依存しないだとか、よく言えるなと思って。理由が脱炭素社会だとか言って。そもそもですよ。この立地適正化計画の目的というのは何なんですか、一体。行政コストの削減じゃないですか。インフラ、もう、例えば今の災害なんか起きればね、周辺部土砂災害、だから、周辺部、人が住まなきゃ、土砂災害も起きんだらうと。インフラコストもかからんだらうと。施設の地区に集約させれば効率的だらうと。行政目線じゃないですか。町民目線になってないでしょう。海田町は既にコンパクトなまちになつてるわけですよ。町内、至るところでもないけども。

○議長（桑原） 下岡議員に申し上げます。発言時間の制限を超えておりますので、発言の中止を命じます。

○9番（下岡） 終わります。

○議長（桑原） 説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は15時10分。

~~~~~○~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。6番、大高下議員。

○6番（大高下）6番議員、大高下です。本日はデジタル化の推進について質問させていただきます。他団体ではデジタル化の推進により、自宅で事前に申請書類の記入や関連手続きに必要な書類への住所・氏名等の記入を一度で済ますことや、事前に相談内容を役所に伝え時間の予約を取るなど、窓口業務の利便性の向上に取り組んでいるところがあります。本町においても、本年度からデジタル推進課を新設し、デジタル化の検討を行っていると思います。そこで、今後どのようなサービスの向上を予定しているのか質問いたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。本町のデジタル化推進についての質問でございますが、窓口におけるサービス向上について、住民票や印鑑登録証明書などの発行時にマイナンバーカードを活用し、申請書の記入を省略でき、また、住所移転など、氏名などの基本情報を一度の入力のみで完結するとともに、その情報が担当課に共有され、事前準備を行うことで時間短縮も図られるシステムの導入を検討しております。また、電子申請を活用し、来庁する必要なく行える手続きのメニューを増やすことによって、住民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）それでは再質問させていただきます。新たに導入を予定している電子申請とはどのようなものでしょうか。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）電子申請についてのどのようなメニューを追加するかという御質問ですが、子育て関係や介護関係など、住民の方の利便性の向上に資するメニューを追加してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）これから新庁舎の開庁に向けていくんですが、それが一つの節目となると思いますけど、開庁を目指して何か取り組むことはありますか。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）新庁舎に向けてですが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、窓口システムですね、サービス向上としてマイナンバーカードを用いて端末から入力することで申請書の記入を省略できるもの、また住所移転などライフイベントなどにおいて、氏名などの基本情報について、これまで申請書に何回も記入していただく必要があったらと思います。こちらについて、一度の入力で済むようにするものについて、一度の入力で済むとともに担当課へ住所移転等でお客様がいらっしゃいますという情報連携することによって、お客様の待ち時間の短縮が行えるシステムについて、導入を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）この電子申請なんですが、デジタルに不慣れな人もおられると思いますが、どんな人でも利用できるような工夫がされますか。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）電子申請につきましては、今後、マイナンバーカードを活用しまして、簡単にできるようなシステムを電子申請上で作っていきたいと考えております。また、デジタル技術に対して、やはり苦手意識をお持ちの方等もいらっしゃると思いますので、これまで高齢者を対象としたスマホ教室などをやってきております。本年度につきましては、タブレット教室を開催していくことになっておりますので、そういったデジタルに対して苦手意識がある人への対策も考えていきたくと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）今からこのデジタルというのは欠かせないものだと思いますけど、今朝の佐中さんの質問にもあったんじゃないけど、セキュリティをやっぱり今から本格的に取り組んで、海田町が一番セキュリティの面で進んでいるというふうにしていただきたいと思うんですが、それはどうですか。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）セキュリティの問題についてですが、現在、海田町におきまして、セキュリティ対策としましては、住民基本台帳番号やLGワン系、インターネット接続系の三つの分離を行って、セキュリティ対策を行うとともに、それぞれの接続ポイントにファイアウォールを接続するなどのセキュリティ対策を行っております。引き続き、セキュリティ対策を十分に施しながら、個人情報保護にも十分留意しながら、自治体のデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）終わります。

○議長（桑原）4番、小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。本日は2点にわたってお尋ねをいたします。

まず、子宮頸がんワクチン積極勧奨について。子宮頸がんは性交で感染するヒトパピローマウイルス、HPVにより、子宮出口近くに発生するもので、国内では年間約1万1千人がかかり、約2,800人が死亡しております。これらを予防するため、国は子宮頸がんワクチンの積極勧奨をし、2010年11月から助成を始め、2013年4月には対象学年である小学6年から高校1年の女子が公費で受けられる定期接種といたしました。しかし、激しい副反応を訴える人が続出し、2か月後には積極勧奨を中止いたしました。その後、安全性の研究が進み、本年10月1日、厚生労働省の専門部会は勧奨の再開を認めました。HPVワクチンの公的接種は世界100か国以上に普及し、世界保健機関、WHOは2030年までに15歳までの女子の接種率90パーセントを目標とされており、これらのことから積極勧奨が大変重要であると考え、本町の取組についてお尋ねいたします。まず1点目、これまでどのような接種勧奨を行い、成果はどのくらいだったのでしょうか。2点目、今後はどのような接種勧奨を行い、子宮頸がんの罹患率を下げのお考えでしょうか。3点目、特例措置を設けている自治体のように、本町においても1年延長し、対象者の負担を軽減してはいかがでしょうか。

次に、子どものインフルエンザ予防接種の助成について。昨年、本町ではコロナ禍対策の一環として、同時流行が懸念されるインフルエンザ予防接種の助成を現行の高齢者に加え、生後6か月から高校3年生までを対象に1回につき1,000円助成を行いました。コロナ禍で収入が減少した世帯には家計負担の軽減となり、また受験生やその家族からは安心して受験をすることができた等、喜びの声がありました。そこで、本町の取組についてお尋ねいたします。1点目、昨年、どのくらいの方がこの予防接種を受けられましたでしょうか。2点目、毎年、昨年同様の助成を行い、子どもを持つ世帯が安心して生活できる環境を整えてはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問に答弁いたします。

子宮頸がんワクチン積極勧奨についての質問でございますが、1点目については、町ホームページや広報かいたでの周知に加え、今年度は平成17年4月2日から平成18年4

月 1 日生まれの高校 1 年生相当の女子 135 人に個別勧奨を行い、9 月末時点で 27 人の人が接種されています。2 点目については、今後、勧奨再開の時期や、接種で症状が出た場合の相談体制などの国の方針を確認しながら、効果的な接種勧奨となるよう検討をしております。3 点目については、積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応について、国の分科会で議論が開始されたところです。本町としては国の動向を注視するとともに、国の方針に則り、対象者への接種を進めてまいります。

続きまして、子どものインフルエンザ予防接種の助成についての質問でございますが、1 点目については、生後 6 か月から高校 3 年生までの合わせて 2,669 人に助成を行いました。2 点目については、子どものインフルエンザ予防接種の助成は、昨年度、コロナ禍における様々な支援策の一つとして、緊急的に実施したものであり、現時点では助成事業の継続は考えておりません。今後も新型コロナウイルスやインフルエンザなど様々な感染症の動向を注視し、感染予防の啓発や周知を徹底することで感染症対策に努めてまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4 番（小田）それでは再質問をさせていただきます。子宮頸がんワクチンについてでございますが、国のほうにおきましても、来年 4 月より積極勧奨を再開する予定で検討されているということでございますけれども、国が出している積極勧奨についての厚生労働省が出している子宮頸がんワクチンについてのお知らせを恐らくこの対象者に送付をされたのではないかというふうに思いますが、それで間違いございませんでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そのとおりでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○4 番（小田）それをそのまま出されるのも結構なんですけれども、大変、量もございましたし、中身について、どれだけの保護者の方が、また接種を希望されているお子様が理解されるのかというところには少々疑問がございます。どうしても公費負担になった当初、副反応の件がとて大きく取り沙汰されましたので、その印象がどうしても大きく残っております。その後、国において安全性が確認されたため、この積極勧奨が再開されるわけでございますが、そこについての安全なんだということが、今一つ明確ではないというか、明確に書いてありますが、副反応のほうが大きく目立ってしまって、安全性についてが少し弱いかなというふうに思います。それについて、町として何かこ

の子宮頸がんワクチンは安全なんですというようなお知らせを付け加えるお考えはないのでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今後、どのような周知の仕方というのが効果的かというのも考えていきたいと思っておりますので、まずはしっかり国のリーフレットのほうを使って説明をさせていただきたいと思うんですけれども、今後の検討ということでさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それで、前回の9月末時点で27名の方が接種をされているということでございますが、お知らせをした2割程度にとどまっているのも大変気になりますけれども、やはり、これにはお知らせをした時期が関係しているのではないかなというふうに思います。新聞等でも報道がありましたが、この子宮頸がんワクチン、3回の接種が必要でございます。それで公費負担になっているのは高校1年生までの女子に限られておりますので、この3回接種し終わるには、遅くとも高校1年生の9月ぐらいまでには決断をし、接種を始めなければ、高校1年生のうちに3回を終えることができません。それで、少しこのお知らせが届いてから考える猶予が必要であったのではないかなというふうに思います。国から示されたものがぎりぎりになったので、町としてはそれに則って進められてこのような結果になったというふうに考えておりますが、それで間違いございませんでしょうか。また、早めの積極勧奨というか、接種券の送付というのは不可能であったのでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）国の方針に則って通知をしたものでございますが、通知の中に、9月中に接種を始めないと、年度内に定期接種で3回受けなくなるので御注意くださいというところで、しっかり周知させていただいたものというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）本町におかれましては、がん検診についても周知を徹底されておりますので、この子宮頸がんについても今後も周知徹底をしていただきたいと思いますというふうに思います。それで、この接種を逃した方ですよね、定期接種3回が高校1年生までに終わらなかったという方に対して、逃した分を公費負担ではできないので、町の持ち出しで負担

はできないかというところを今回質問させていただいたんですけれども、子宮頸がんワクチンを打てば子宮頸がんが防げるというものではございません。もちろん、この子宮頸がんワクチンを打った後、定期検診も必要となりますけれども、その子宮頸がんワクチンを打つことで少しでもリスクを減らすことができるという面では、大変有効であるというふうに考えております。この定期接種が既に広まっているヨーロッパでは、この子宮頸がんは希少がんになりつつあるというような症例報告もありますので、是非ともこれを前に進めていただきたいというふうに思います。国の方針に則り特例措置を今後は考えるという御答弁でございましたけれども、是非とも前向きに検討していただきたいなと思います。この定期接種、3回接種が公費負担でなければ、大体1回1万7,000円ぐらいでしょうか。それが3回となりますと、5万円前後かかってまいりますので、少しでも町が負担していただければ接種機会を逃した方にとっては子宮頸がんワクチンを接種するきっかけになるのではないかなというふうに思いますので、これを是非国の動向を注視するとともに、国の方針に則りということではございますが、もし国がやらないといったところでも、既に自治体では19歳まで無料接種をしているというところもございますので、是非そういった先進市町の事例を検討していただき、もう一度お尋ねいたしますが、特例措置を設けて、本町においても1年延長して対象者の負担を軽減していただくことを前向きに検討していただけないでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長答弁にもありますように、現在、国のほうが対象者、積極的な差し控えによって接種機会を逃した方の対象者であったり、いつまで接種を実施できるかというところを考えております。それを見て、国の方針に則って町としてはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）是非とも対象者に寄り添った、また保護者に寄り添った、そういった施策を前に進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、子どもインフルエンザ予防接種の助成についてでございますが、去年はコロナ禍との同時流行に備えて、子ども1回につき1,000円の助成を行いました。それで答弁にございましたように、2,669人の方に助成を行われております。この制度でしたら、町独自の企画としてできるのではないかなというふうに思いますが、そこについてはどのように町としてはお考えなのでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては、助成の人数は2,669人ですけれども、13歳未満の方には2回助成を行っておりますので、助成件数としては4,654件で約500万円の財源が必要となります。以上のことから、現時点では継続というところまでは考えておりません。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）昨年はコロナ禍との同時流行に備えということで、コロナ対策というところで実施をしたわけですが、大変これが好評でございまして、今年はやってないんだという声をたくさん頂戴しました。それで、今回、この質問をさせていただいたわけですが、先ほど、保健センター所長が言われたように、13歳未満の子どもは2回接種が必要でございます。となると、大体、医療機関によって金額は変わってまいります。3,000円から3,500円が1回の接種料と、この近隣の医療機関ではそのように行われていると思います。2回接種となると、1人6,000円から7,000円、これが2人、13歳未満の子どもがいる場合には1万4,000円、1万2,000円から1万4,000円かかります。それをお父さんお母さん、家族全員で受けるとなると倍になるわけですが、これが1回接種、1,000円助成していただければ大変助かるのですけれどもというような声をいただき、今回のこの質問でございます。先ほど、保健センター所長言われましたように、500万円程度、町の負担が増えるのだということでございまして、本町においては子育て世帯、新生児の誕生が増えておりますけれども、この少子化が問題視されている市町では、既にこのインフルエンザの予防接種を毎年やっているというところも県内でも多数ございます。そういったところも加味しながら、今後、このインフルエンザ予防接種について助成をされるお考えはないでしょうか。今一度御答弁願います。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）昨年は、町長の答弁にもございましたように、コロナ禍の中の一つとしてインフルエンザの予防接種の助成をさせていただきました。現在もまた新型コロナウイルスであるとか様々な感染症の危惧がございます。そのような中で、今後、子育て支援策として継続するということになると、全体の予算も見ていかないといけない。継続してやるということになると、持続的に財源の確保も必要になります。子育て支援策といたしましては、全般的なものをしっかりと考えながら進めておりますので、

現在考えておりませんが、今後の感染状況等を踏まえまして、しっかり感染対策を取っていきたい。それは子育て世代だけでなく、全世代の方にやはり感染症というのは大きな不安を与えておるところでございますので、その重症化するところには手当てをしつつ、きめ細やかな感染症対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは、今後も引き続き、子どもたちの安心・安全のために対策を講じていただきたい。このようお願い申し上げます、再質問を終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は15時45分。

~~~~~○~~~~~

午後3時37分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。11番、久留島議員。

○11番（久留島）11番、久留島元生です。通学路、高齢者などの交通事故防止についてお尋ねします。朝夕の通勤通学時、車両が国道2号線から役場前の県道へ移動して渋滞が起こっております。そのため、以前から安全対策の要望が多くあります。特に、千葉県でトラックが児童の列に突っ込み、5人が死傷した事故以来、対策を求める声が大きくなっております。瀬野川沿いの県道、町道は速度30キロから40キロ制限であります、速度を守る車は余り見当たらないです。また、町内では夕方になると、町も奨励している高齢者のふれあい健康ウォーキングで、瀬野川河川敷がにぎわっております。交通事故防止のため、次の対策を検討してはいかがでしょうか。1番、横断歩道をカラーにして、少し高く盛り上げるなど、走行する車の速度を抑えてはどうか。2番、危険箇所に横断歩道を追加してはどうか。3番、車のスピードを抑制するハンプを路面に設置してはどうか。4番、町道上市橋と中店橋の区間は一方通行になっているため、役場前の県道に多くの車が流れ込み、混雑しております。一方通行の解除はいつ頃になるのかお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。

通学路、高齢者などの交通事故防止についての質問でございますが、1点目及び3点

目の横断歩道へのカラー舗装及び路面の盛り上げ、いわゆるハンプの設置については、ともに車両の速度を抑制する効果があるものと考えます。ハンプについては生活道路の減速対策として採用されるケースが多い反面、車両事故や渋滞を誘発する原因となる可能性があることから、交差点や横断歩道等にハンプによる安全対策を実施した他都市の事例等を参考に、本町に適した安全対策について調査研究をしております。2点目の危険箇所への横断歩道の追加につきましては、引き続き、地域の皆様や学校関係者などから寄せられる意見を踏まえ、必要な箇所を特定した上で警察署に要望をしております。4点目の上市橋と中店橋との間の町道2号線の一方通行の解除につきましては、中店第一踏切付近の渋滞対策として規制された経緯があり、また現状においても、中店橋北詰交差点の朝夕ラッシュ時の交通量や児童生徒の横断の安全性などを考慮すると、交通事故の発生が著しく懸念されるため、現時点での解除は困難と考えております。本町といたしましては、広島市東部地区連続立体交差事業に伴い、踏切の除却が進むとともに関連街路が整備されることで、周辺地域の抜本的な安全対策が講じられるものと考えておりますので、引き続き、県に対し、広島市東部地区連続立体交差事業の整備促進を働きかけてまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）再質問させていただきます。警察のほうは、一応相談はされたかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）警察のほうにも話をしております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それでは、まず1点目の横断歩道をカラーにするというところですが、町内で横断歩道をカラー化した箇所が何箇所かありますか。また、色を教えてください、ありましたら。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）現在、海田町内で横断歩道のカラー化、これは全て白に横断歩道に赤い舗装、カラー舗装を施しているものですが、町内6か所ございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）そのカラー化したところが今6か所ある言われたんですかね。それほどのような経緯でカラー化したんですか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）横断歩道をカラー化した経緯は、主に学校の近く、小学校であったりという、その辺の周辺にある横断歩道が主になっておるんですけども、PTAの方からの要望によりまして、横断歩道の安全対策をしてほしいという要望がございましたので、それに対応するような形でさせていただいた経緯があります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）分かりました。それと、横断歩道の設置基準というのがあるかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）横断歩道のほうは警察、公安委員会が設置を決めることとなっております、その公安委員会のほうの設置基準は設けられております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）以前、私、直接、住民の方から問合せがあったので、警察の生活安全課へ問い合わせたんですよ。どうしても横断歩道が欲しいと言ってね。そしたら、何か横断歩道間が150メートル以上なけにゃいけんとか、斜めになっちゃいけないとかいう基準がある言われたんですが、それは聞いておられますかね。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）横断歩道の設置基準の中で、確かに横断歩道の間隔、市街地においてはおおむね100メートル以上、非市街地においてはおおむね200メートル以上とするというのがあります。ただし、通学通園時、高齢者、身体障がい者等の横断する場所や商店街等で歩行者の横断が特に多い場所においては設置間隔を短縮することができるというふうになっております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）分かりました。それと、先日、文教福祉委員会で教育長のほうから通学路がこの町内で41か所、危険箇所が見つかったんで、対策を検討していくとお聞きしたんですが、危険箇所のうちの横断歩道を設置していない場所は何箇所ぐらいありますか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）千葉県事故を受けて通学路の一斉点検をした結果、横断歩道の設置要望がある箇所というのは町内にはございませんでした。

- 議長（桑原）聞こえませんか。もう少しちょっと近づけて。建設課主幹。
- 建設課主幹（矢熊）町内の一斉点検を行った結果、横断歩道がない箇所というのは、点検結果のほうはございませんでした。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 11番（久留島）次に、ハンプの件ですが、生活道路において、車の速度を30キロ以上にすると、交通安全対策上、これが、致死率が急増するために30キロという制限を設けているらしいんですが、ハンプの上を車が速度30キロ以上出して走ると、衝撃による不快感があるために、抑制するような効果があると聞いております。これを踏まえて、町内でハンプを設置しているところがあるかどうか。
- 議長（桑原）建設課主幹。
- 建設課主幹（矢熊）町内でハンプを設置しているところというのは現在ございません。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 11番（久留島）設置しない理由は何かありますか。
- 議長（桑原）建設課主幹。
- 建設課主幹（矢熊）まず、ハンプを設置するという事は、速度を抑制するという効果はもちろんいろいろな先進事例であったり、論文とかいろいろな研究をされている方がいらっしゃると思いますので、そういうのを見ると、抑制効果はあるということになるんですけども、それを町内にどこに適用するかというところを考えた際に、やはり地域に与える影響といたしますか、そのハンプがあることによって、今、議員さんがおっしゃったように、強い衝撃があることによって車の事故が発生する可能性もある。そこを高速で渡ることによって、騒音、振動の発生をするというふうな懸念もございまして、いまだ実現をしていないというのが現状でございます。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 11番（久留島）それは最近では、特に県外、全国的に見たら、ハンプを設置するところが増えているんですね。最近では11月10日に山口県でゴム製のハンプを設置したという報告があります。それで、学校周辺には設置すべきと考えるが、どうですかね。
- 議長（桑原）建設課主幹。
- 建設課主幹（矢熊）まず、どちらに設置をするかということになるんですけども、やはりその規制をかけるということはもちろん警察署と十分に協議をしなければいけない。それに加えて、地域の方に対して是非を、調整っていいですか、問わなきゃいけない。

いということもあります。行政主導だけでなかなか進むものではございませんので、とは言いつつ、必要性については十分検討していかなくちゃいけないというところで、先ほど町長答弁もありましたとおり、他都市の事例を十分研究しまして、研究して海田町に果たしてそれが適用できるかどうかというところを検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）今の状態ではね、かなり高齢者の方がスピードを出して運転される方が多いんですがね、来年5月13日からは高齢者の方が免許更新にかなり厳しくなるんでね、警察のほうは免許更新をさせない方針で頑張るらしいんですよ。それで、それまでにたちまち人身事故起きるような気がするんです。海田町の場合はよその町と違って、小学校、中学校、また高等学校がすごく、国際学院高校なんか、中学校をまた新規に募集して、中高と一貫教育にして海田の駅からぞろぞろ歩いて行くんですよ。歩いて行くのと、また自転車で行くのと。これで一般の高齢者の自動車、また通勤時間と併せてすごくラッシュのようなことが起きるんですよ。それで、事故がたびたび、接触事故を、私、見ておりますんでね、そこらがちょっと懸念されるんですよ。それと、一方通行の解除はどうかと、さっき聞いたんですが、これはやはり、答弁にはたちまちは困難ということが返ってきましたが、これ、連続立体交差事業が済んだら除去が進むと回答があったんですが、高架事業はいつ頃着手して完成するんかちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今年、1期工事に着手しておりますので、そこから7年後でございますから、今、令和3年、4、5、6、7、8、9、10、9年か10年頃に着手を予定ではする予定でございます。そこから10年間後、ですから、令和20年頃の完成になるかと思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）そしたら、約20年後ですね、開通というのが。その場合、瀬野川に道路を広げて、そしたら、道路が広がるから一方通行解除になるようなことはできませんかね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今の中店第一踏切付近のところは、平成の中期に、できる限り川のところに張り出すという構造じゃないんですが、法面の勾配を起こして、川側に車道幅員を拡幅した経緯がございます。あそこの区間で幅員を拡幅するのはもうあれが限界でござ

ざいますので、今の川のところにまだ拵げるといのがちょっと難しいかと思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）そしたら、町道2号線は横断歩道を設置してほしいんですよ。もう踏切を渡って川のほうへ出られる方が、横断歩道がないからすごく警戒しておられるんです。それからまた、旧国道ですね、役場前の県道、ここも横断歩道はほとんど、山道から下りてくるところにないんですが、これが通勤時にはもう30キロどころか、40キロで走っているような感じなんですよ。日中はそうでもないんですがね、ここでお年寄りがすごく警戒して渡っておられるんですが、いつ事故が起こるかとちょっと不安に思っているんですよ。そこらの検討はしてもらえますかね。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）具体的な危険な箇所を、どこの位置に設置していただきたいかというのを、位置を特定しまして、警察のほうに要望を出すということは可能ですので、また検討させていただきたいと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）是非検討して応募してみてください。そうしないと、いつもね、もう何年も、もう何十年前から、もう、これ要望を受けておるんですが、全然進まないんですよ。ましてや、今度、新しく学校ができたりして生徒が多くなったら、もう三つ巴になって、とてもじゃないが事故がいつ起きるか不安で仕方がないんです。よろしく願いいたします。終わります。

○議長（桑原）2番、西田議員。

○2番（西田）2番、西田です。想定外の自然災害対策について提案申し上げます。近年の異常気象による自然災害において、海田町においても甚大な被害を受けました。その中において、海田町内で起こる冠水ですが、想定される範囲や水量をハザードマップにより注意喚起しているところであり、冠水対策を進めているところでもあります。しかしながら、冠水対策は大規模であり、容易に進むものではありません。そのような状況において、頻発する自然災害は待ってもらえないのも実状であり、想定外の冠水の可能性を秘めております。想定外の自然災害発生後、垂直避難された方々の救助や物資運搬用に海田町の冠水想定地域を考慮した場所への災害対策用ボートを配置することを提案するものです。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）西田議員の質問に答弁いたします。

想定外の自然災害対策についての質問でございますが、現在、本町では浸水害対策としてボートなどの整備は行っておりませんが、近年、地震災害をはじめ、台風、豪雨などによる水害や土砂災害など、大規模な自然災害に見舞われることが多くなっていることから、本町で発災の可能性が高い浸水害対策として消防団員が活用するボート等の整備について検討しているところでございます。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）それでは再質問させていただきます。近隣市町において、このようなボートを設置されている事例は御存じでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）はい、調べております。知っております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）どのような事例がありましたか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）私どもが近隣の状態を調べたところ、広島市さんのほうで、各消防署、あと出張所、そういうふうなところに整備されたり、また消防団の詰所のほうに、屯所のほうに整備されている。また、近隣の町においても整備したりしているところはあるというふうなところは調べております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）自然災害、想定外の災害ということが起きたときに、想定できないから想定できないはずなんですけども、このようなボートというのはそういうときでも何か役立つ可能性というものを秘めておりますので、本来ならば消防並びに自衛隊が持つてくるものであり、広島市消防でお聞きしたところ、足りない場合はよそから持つてきますという話をされたんですけども、私が一番想定して一番怖いのが南海トラフなんですね。南海トラフの場合は広域にわたるといことがあって集めれないということが想定されるんですけども、その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）町長の答弁にもございましたが、本町につきましては浸水害に対するそういうふうな懸念のほうが大変高うございます。そういったのを踏まえながら、高潮

対策やその浸水害対策のほうを進めているところでございます。このボートにつきましても、消防団長のほうとも相談しまして、今現在、基幹消防庫のほうに一そうずつ準備したらどうかというようなところも話を進めているところでございますので、この辺、十分に検証しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。広島市でまたお聞きした話なんですけども、8.20の災害を受けて、消防団の要請からボートを用意した経緯がありますと、用意しようっていったときに運用の問題があったそうで、消防団のみで運用すると危険であると。広島市においては潜水消防士が同行の上、運用するというふうにお聞きしたんですけども、その辺を団長とはお話しされましたでしょうか。運用に関して。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）その辺り、詳しいところまではまだ相談しておりません。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。是非とも町独自にも用意していくことが、いろんな意味での対策になるのではないかというふうに考えますので、是非検討していただきますようお願いいたします。以上で終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会しますので、御参集いただきますようお願い申し上げます。本日はどうも御苦勞様でした。

午後4時13分 延会